

# 英国の欧州連合（EU）からの離脱（Brexit）交渉に関する「英国及びEUへの日本からのメッセージ」の視点からの評価と今後の日本からの要望

松澤幸太郎

はじめに

## 1. 第一段階の交渉等の結果と評価（総論）

- (1) 企業を含むステークホルダーに対する情報提供・意見交換の充実
- (2) 急激な変化の緩和・移行期間の設定
- (3) 自由貿易体制の維持
- (4) 英国・EU間の市場の一体性の確保
- (5) 日系企業に対する支援

## 2. 第一段階の交渉等の結果と評価（各論）

- (1) 関税・原産地規則・累積制度
- (2) 通関手続
- (3) 自然人の移動
- (4) 金融単一免許制度等
- (5) 国境を越えた投資・サービス・（グループ企業間のものを含む）資金移動の自由の確保
- (6) 配当課税などグループ企業間の資金移転に係る非課税の維持・クロスボーダーの組織再編の自由の維持
- (7) 離脱前に認められていたライセンスの維持
- (8) 情報保護の水準とデータ移転の自由の維持
- (9) 統一的な知財の保護
- (10) 英国・EU間の規制・規準の維持・調和
- (11) 決済機関
- (12) EU機関の利便性

(13) 研究開発

(14) 外資参入に係る基本政策の維持

3. 英国と EU に対する日本からの要望

おわりに

はじめに

2016年6月23日の英国のEU離脱に係る国民投票の結果を踏まえ日本政府は、同年9月2日、英国及びEUへの日本からのメッセージ<sup>1</sup>（以下日本政府メッセージ）を発出した<sup>2</sup>。

その後、2017年3月29日、英国はEUを離脱する意思をEUに通知し、6月19日から英国とEU間の離脱に係る交渉が開始された。同年12月8日英国とEUは、いわゆる第一段階、すなわち欧州連合（EU）条約第50条第2項の定める「脱退に関する取決めに定める協定」（離脱協定）に関する交渉において大筋合意した。同15日EU側において、当該大筋合意を踏まえ欧州理事会は、いわゆる第二段階、すなわちEU条約第50条第2項の定める「将来的な関係の枠組み」に関する交渉を開始することとした<sup>3</sup>。2018年2月6日から英国とEUは、この将来的な枠組みに関する交渉を開始し、2019年3月29日の英国EU離脱期限までの離脱協定の締結を目指して交渉を進めている<sup>4</sup>。

英国のEU離脱は、国際社会に大きな影響を与える事項であり、離脱に向けた英国とEU間の交渉は、アジアを含めた世界の注目の対象となった。上記の日本政府メッセージが述べたとおり、交渉に係る情報を公開し、交渉プロセスの透明性の確保に配慮したことは、英国及びEUが欧州の世界に対する影響力を認識し、それに対する責任感を有することを示したのものとして、高く評価できる。

---

1 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/euridatsu\\_taskforce/pdf/message.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/euridatsu_taskforce/pdf/message.pdf)

2 日本政府メッセージの策定過程等に関し、拙稿「英国のEU離脱（Brexit）と日本企業に対する支援のあり方」筑波法政第70号79頁（2017）（[https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=40605&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=83](https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=40605&item_no=1&page_id=13&block_id=83)）。

3 この点に関連する2017年12月13日の欧州議会の決議として <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P8-TA-2017-0490+0+DOC+XML+V0//EN>。

4 英国とEUの将来関係に係る枠組みの交渉に関するガイドラインについての、2018年3月14日の欧州議会の決議として <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P8-TA-2018-0069+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN>。

本稿では、このように英国及び EU から公開された交渉に関する情報のうち、いくつか主要なものを踏まえ、上記のように大筋で合意された第一段階の交渉を含むこれまでの交渉に関し日本政府メッセージの観点から評価し、これに基づいて英国と EU の将来の関係に関する交渉について、我が国として要望すべきことを検討する<sup>5</sup>。具体的には、まず 1. 及び 2. において、日本政府メッセージの観点から、英国と EU 間のこれまでの交渉の結果等の評価を行う。次に 3. において 1. 及び 2. を踏まえ、英国と EU に対する今後の我が国の要望について検討する<sup>6,7</sup>。

## 1. 第一段階の交渉等の結果と評価 (総論)

### (1) 企業を含むステークホルダーに対する情報提供・意見交換の充実

この点に関し、日本政府メッセージは、次の点を述べた。

「経済面での懸念は不確実性であり、円滑に交渉を進め、その交渉プロセスの透明性を確保した離脱交渉を行うことで、全ての利害関係者が決着後の姿を具体的に見通せるような予見可能性の確保を要望する。」

「英国及び EU が、企業等の要望に最大限耳を傾けてきめ細やかに対応し、企業関係者にとって、引き続き魅力ある地であり続けることを期待する。」

さらに上記に加え日本政府メッセージは、企業の意見として、離脱交渉の先行きの不透明さが為替や株価等の金融為替市場や企業活動に影響を及ぼすことから、英国と EU の交渉状況・見通しに係る時宜を得た定期的な情報の提供を希望する旨を言及した。

この点に関し2017年12月8日に公表された『英国の EU からの秩序的な離脱に関する交渉第一段階に係る EU と英国の交渉官からの報告書 (Joint report on progress during phase 1 of negotiations under Article 50 TEU on the UK's orderly withdrawal from the EU)』<sup>8</sup>は、一般的な言及ではあるが、民事及び商事に関し法的確実性と透明性

---

5 本稿では各文書のポイントを紹介している。実際の実務等では、必ず原本を確認されたい。

6 この点に関連して、英国の EU 離脱に関する日系企業の懸念や対応状況を示すものとして日本貿易振興機構 (JETRO)、「英国の EU 離脱と日本企業への影響アンケート調査結果」(2018年7月) ([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/europe/uk/referendum/jc\\_survey2018.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/uk/referendum/jc_survey2018.pdf))。

7 本稿は筆者の個人的な見解に基づくものであり、所属する機関等の立場を示すものでないことを念のため付記する。

8 <https://www.gov.uk/government/publications/joint-report-on-progress-during-phase-1-of->

を提供することが必要である旨を言及した<sup>9</sup>。

上記のように英国と EU が、第一段階の交渉に係る情報を公開し、交渉の透明性の確保に配慮し、また引き続き法的確実性と透明性に配慮する姿勢を示したことは高い評価に値する<sup>10</sup>。他方で、それでもなお企業関係者からは、透明性を求める要望が示されている<sup>11</sup>。このように透明性を求める要望が示されるのは、第一段階では英国と EU の将来の関係がどのようになるかがいまだ協議されておらず、そのことから生じる不確実性に起因すると解される。また実体的に英国と EU の将来の関係に係る第二段階の交渉が欧州で事業活動を行う企業関係者に与える影響を考えると、企業関係者の関心はむしろ第二段階の交渉に対して高いと解されるが、これに関する方針において企業関係者等に対する配慮が、必ずしも十分に英国及び EU から示されていないことにも起因していると解される。

確かにこれまで英国及び加盟国を含む EU とも、第一段階の交渉時等において、企業関係者等に積極的に情報提供をしてきていると理解しており、この点は高く評価され、このような取組みが継続されることが強く望まれる。もっとも、すでに日本政府メッセージも言及しているが、一般に中小企業は、英国の EU 離脱に起因するビジネス環境の変化に関する情報収集やそれに対応するための十分なりソースを有さず、また自らの要望を発信する能力も限られている。他方でこれら中小企業が英国・EU の経済において重要なプレイヤーであることはすでに認識されていると解される。このことから、英国と EU においては、中小企業を含む個別の企業が、英国の EU 離脱に関連する要望を伝え、あるいはそれに起因する困難に関し相談できるような対話の枠組みをさらに充実させることが望まれる。

なお第一段階の交渉に時間がかかったこと等にも起因して、英国が EU を離脱するまでに第二段階の交渉が終わらず、英国と EU 間の将来の関係に関する協定が締結・実施されない可能性がある旨が交渉に関わる責任ある立場にある関係者等から

---

negotiations-under-article-50-teu-on-the-uks-orderly-withdrawal-from-the-eu.

9 Id., at para.91.

10 英国政府は複数の Web で、英国の EU 離脱に関する各種の情報を提供している。例えば次のサイトを参照。<https://www.gov.uk/government/brexit>。また EU も各種の情報を複数の Web で提供している。例えば次のサイトを参照。[https://ec.europa.eu/commission/brexit-negotiations\\_en](https://ec.europa.eu/commission/brexit-negotiations_en)。

11 たとえば経団連の意見「英国の EU 離脱に関する第二段階の交渉に向けた意見」(2018年3月16日)(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/019.html>)。

示唆されている<sup>12</sup>。この点については、英国と EU の関係は、現実に日々の生活を送り、毎日のビジネスに従事する、EU で活動する全ての者に関わる重要な事項であることを、英国の EU 離脱に関わる英国と EU の政府関係者は深く・重く受けとめることが求められる。そして、英国の EU 離脱までに将来の関係に関する協定が締結・実施されない際にも、それによって欧州でビジネスに従事する者等に不利益・不都合が生じないように、必要な情報を十分にステークホルダーに提供し、また単なる情報提供に止まらず、後述のように実体的な支援の提供等の手当をすることが望まれる。

## (2) 急激な変化の緩和・移行期間の設定

日本政府メッセージは、次の点を述べた。

「現在のビジネス環境を維持し、または急激な変化を緩和することが望まれる。」

「英国の EU 離脱に際しては、暫定期間や制度変更時の移行・周知期間を設定することで、企業等に与える影響を極力軽減することを希望する。」

これらの点に関し、2017年12月15日の欧州理事会で採択された追加的交渉指針<sup>13</sup>

---

12 例えば2018年7月20日欧州委員会は、英国の EU 離脱に関する欧州議会、EU 理事会、欧州理事会等に対するコミュニケーションを公表したが、その中で欧州委員会は、離脱協定なしに英国が EU から離脱する可能性を指摘し、そのために関係者は備えることが必要な旨述べている (<https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/communication-preparing-withdrawal-brexit-preparedness.pdf>)。

また英国は、2018年7月6日ロンドン北西部チェッカーズでの閣僚会合後に発出された Statement from HM Government の III. PREPAREDNESS の項目で、いわゆる英国と EU 間で、継続性のある良い将来の関係に関する合意に達することは、両者の最上の利益であると考えるところと、いわゆるノーディール (no-deal) の可能性を含む、可能性のある結果についての備える責任があり、秋までの交渉のための残りの期間が短いことを考えると、この準備の速度を上げなくてはならない、と述べている。 [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/723460/CHEQUERS\\_STATEMENT\\_-\\_FINAL.PDF](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/723460/CHEQUERS_STATEMENT_-_FINAL.PDF)。

なお以上の点に関連して EU は、離脱交渉において英国と EU 間で合意がなされない際に生じる可能性がある状況に関するステークホルダー向けの注意喚起を複数公表するなどしている。 [https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness\\_en](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness_en)

また2018年8月23日英国は、いわゆる「ノーディール」シナリオに備えた英国政府の準備に関する技術的通知 (以下、英国技術的通知) を発出し、さらに9月13日及び同月24日に追加の技術的通知を出している。 <https://www.gov.uk/government/publications/uk-governments-preparations-for-a-no-deal-scenario>; <https://www.gov.uk/government/collections/how-to-prepare-if-the-uk-leaves-the-eu-with-no-deal>。(本稿では、9月13日までの技術的通知について紹介・検討の対象とした。紙面の都合等もあり、9月24日の技術的通知については、本稿の紹介・検討の対象と出来なかったが、他日改めて検討の対象としたい。)

13 <http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2017/12/15/european-council-art-50->

において EU は、英国からの 2 年間の移行期間の提案を受けて、移行期間に関する交渉を行う旨を表明し、2018年 1 月29日に出された追加的交渉指令<sup>14</sup>において、離脱協定が施行されてから2020年12月31日までを移行期間とする交渉方針を示し、さらに同年 3 月19日に公表したいわゆる離脱協定案（以下離脱協定案）<sup>15</sup>第121条では、この点に関する具体的な条文案を示した。なお同条によれば、英国と EU が離脱協定を締結することが移行期間に関わる制度の実施には必要と解される。

英国が EU 離脱の意思表示を撤回するオプションは依然としてないわけではないと思われる<sup>16</sup>。もっとも、EU 離脱の意思表示を撤回せず、英国が EU から離脱することを追求し、円滑に EU から離脱を行うためには、EU 条約第50条の規定に従って決められている2019年 3 月29日までに離脱協定を締結し、何らかの形で施行する、あるいは、それが不可能である場合には、同様に EU 条約第50条の規定に従って、欧州理事会が EU 加盟国と合意したうえで、一連の離脱過程の期間の延長を決定し、離脱協定の交渉のための時間を確保する、等の対応をする必要がある。

交渉期間がいたずらに長期化することで法的・政治的に不安定な状況を継続させることは望ましいことではない。他方で期限を区切って交渉をすることで、英国・EU あるいは EU 加盟国以外の第三国や第三国のステークホルダーも含む関係者に困難が生じる交渉結果しか達成されないことも問題がある。英国と EU は、そのような交渉の影響等も勘案して、適切な対応をとることが望まれると考える。

なお、離脱協定が合意され、移行期間が設けられる場合、現状の離脱協定案第121条において移行期間は、2020年12月31日までとされている。しかしながら、日系事業者等を含む経済界との関係では、各種の事業者の業態ごとに異なる移行期間が必要になる場合があり得るとも考えられることから、このような具体的な事業者の状況を踏まえ、業界分野等ごとに異なる移行期間を設定することも検討に値すると思われる。

なお上記の通り日本政府メッセージも述べているが、英国の EU 離脱に関わる事

---

guidelines-for-brexit-negotiations/pdf。この交渉指針は、2017年 4 月29日の欧州理事会で採択された英国の EU 離脱に関する交渉指針 ([https://ec.europa.eu/commission/publications/european-council-article-50-guidelines-brexit-negotiations\\_en](https://ec.europa.eu/commission/publications/european-council-article-50-guidelines-brexit-negotiations_en)) の追加的なものとの位置づけになっている。

14 <http://www.consilium.europa.eu/media/32504/xt21004-ad01re02en18.pdf>.

15 [https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/draft\\_agreement\\_coloured.pdf](https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/draft_agreement_coloured.pdf).

16 この点に関する報道情報の例として、<https://jp.reuters.com/article/britain-eu-juncker-idJPKBN1F70EP>; <https://www.newsweekjapan.jp/headlines/world/2018/01/206569.php>

項は、これまでの状況からするならば、為替等の市場の動向に影響を与える事項と解される。この点に関し、為替等の市況の急激な変化は企業の財務状況等に急激な変動を与える可能性があることから、非常に特殊な必要性が無い限り、為替・金融市場が適切に対応できるよう、英国の EU 離脱に関わる事項に関する対応については、十分な時間を取る等を行うことが望ましい。これら市況に関わる点は英国と EU のステークホルダーを含む世界中の関係者の懸念事項と思われることから、英国の EU 離脱によって生じる為替リスクの低減及び世界経済への影響を考慮した英国と EU の対応が必要で望ましいと考える。

### （3）自由貿易体制の維持

日本政府メッセージは、日 EU 経済連携協定（EPA）の合意について述べ、また、開かれた欧州の維持は、アジアを含めた世界の関心事項であり、日本は、英国及び EU と引き続き自由貿易体制の推進役・旗振り役を共に担い続けたい旨言及した。

このうち前者の日 EU・EPA については、2017年7月6日に大枠合意、同年12月8日に交渉妥結が達成され、2018年7月17日に署名された。これは英国を含む EU と日本との協力によるものであり、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデルを世界に示し、日 EU が引き続き自由貿易の牽引役として世界に範を示し続けるとの力強いメッセージになると解される。

今後は、本 EPA の有効・有益な適用・実施とその展開をどのように進めていくかが課題とされる。またさらに本協定を踏まえ日本、英国、EU は、自由貿易体制の旗振り役としての観点から、その体制を整備すると共に、本協定の効果的な利用、さらには本協定を踏まえ自由貿易体制の一層の発展に向けて尽力することで協力していくことが望まれる。なおこのほかに個別具体的な事項としては、EU から離脱した後の英国と日本の関係の形成が課題とされる<sup>17</sup>。

後者についてまず英国と EU の関係については、2016年6月23日の英国の EU 離脱に係る英国における国民投票以降継続して英国と EU は、互いに、隣人であり重要な経済的パートナーである、あるいは可能な限り近接したパートナーシップを構

---

17 この点に関し日本政府と英国政府は、2017年8月31日に東京で行われた日英首脳会談の際に発表された「繁栄協力に関する日英共同宣言」の中で、両首脳が日英間の貿易・投資関係を前進させるため協力していくことで一致した旨を言及しており、その後これを受け設置された貿易・投資作業部会を通じ、今後の日英関係の強化に向けた協議を行っている。Cf. [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_005991.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005991.html).

築きたい等と繰り返し言及してきている。また2018年3月23日に出された『英国とEUの将来関係の枠組みに関する交渉指針（以下EU将来関係交渉指針）』<sup>18</sup>でEUは、適切な原産地規則に基づいて、物品貿易に関し関税をゼロとする方針を示している<sup>19</sup>。なおこの点に関し英国は、2018年7月12日に英国政府が公表した白書『英国とEUの将来関係（THE FUTURE RELATIONSHIP BETWEEN THE UNITED KINGDOM AND THE EUROPEAN UNION）（以下将来関係英国白書）』<sup>20</sup>において、関税の賦課、関税割当の適用<sup>21</sup>及び恒常的な原産地規則の適用をしないことを提案している<sup>22</sup>。

他方でEU将来関係交渉指針の上記の部分の柱書において欧州理事会は、バランスがとれ、野心的な、広範に及ぶ自由貿易協定（FTA）について、公平な条件が確保される限りにおいてEUは対応する用意があるとし、さらに、当該FTAはEU加盟国と同等の利益を供与するものではなく、また、単一市場への一部あるいは全部への参加と同様の状況になることは認められない、との条件が付され、その上で物品貿易の他に以下の事項について扱うことが可能であるとしている。

まずサービス貿易に関しては、EUにとって英国が第三国となり、英国とEUが規制、統制、執行、司法枠組みを共有しないことと両立する限りで、サービス提供者の設立に関する権利を含め、サービスの受入れ国の規制に基づくサービス提供を認めるとしている<sup>23</sup>。

また以上の物品貿易及びサービス貿易の他に、当該部分では英国とEU間のFTAで扱うことが出来る事項として以下の点が言及されている。

- 関係国の規制上及び司法上の自律性とEUの関税同盟の一体性を確保しつつ行う適切な税関協力
- 貿易の技術的障害（TBT）及び衛生植物検疫措置（SPS）に関する規律
- 自発的規制協力（voluntary regulatory cooperation）の枠組み（framework）

---

18 <https://www.consilium.europa.eu/media/33458/23-euco-art50-guidelines.pdf>.

19 Id., at para.8i).

20 <https://www.gov.uk/government/publications/the-future-relationship-between-the-united-kingdom-and-the-european-union>. なお本白書の概要資料として、<https://www.gov.uk/government/publications/the-future-uk-eu-relationship>.

21 Chap. 1, para.12b.

22 Chap. 1, para. 23b. なおこの点に関連して cf. Chap. 1, para.155-171.

23 Id., at para.8v)



－EU が関心のある、公共調達市場へのアクセス<sup>24</sup>、投資及び地理的表示を含む知的財産権の保護等の分野

なお FTA 全体との関連で、漁業海域と海産資源への相互性に基づくアクセスは維持されなくてはならない、とされている<sup>25</sup>。

日本政府メッセージは、自由貿易の推進は活発な企業活動及び良好な政府間関係の維持に極めて重要であり、離脱がグローバル経済における自由貿易の環境を損なうことにつながることを要望すると述べ、また、英国及び EU が今後も日本と共に自由貿易体制の旗振り役を担い続けるものと確信しており、この機会に、英国及び EU から世界に向けその旨を明確に発信すべきと考える旨を述べた。この観点からすると英国が提案している恒常的な原産地規則を適用しないという提案と、EU の言及する「適切な原産地規則」の設定の提案を踏まえて、英国と EU 間の貿易における原産地規則の扱いがどうなるのか、また物品貿易以外の FTA の要素とされ得る事項に関する英国と EU の交渉がどうなるのか等については、引き続き注視する必要があると思われる。交渉であることから対立する点も少なからずあると思われるが、英国と EU においては、可能な限り円滑な貿易に資する枠組みを形成し、自由貿易の範型となる体制を構築することを強く期待する。

#### （４）英国・EU 間の市場の一体性の確保

日本政府メッセージは、英国・EU 間の市場の一体性ができる限り保たれることを要望する旨を述べた。

この点に関し、まず先述の EU 将来関係交渉指針は、英国と EU で締結される可能性のある FTA に関し、バランスのとれ、野心的な、かつ広範な範囲をカバーす

---

24 この点に関し2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の公的分野に係る契約へのアクセス（Accessing public sector contracts if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/accessing-public-sector-contracts-if-theres-no-brexit-deal>）は、英国の EU 離脱時、Tender Electronic Daily（TED）を通じて Official Journal of the European Union（OJEU）に掲載される調達情報の扱いに関する何らかの合意がされない場合、このシステムによる調達情報の提供については、英国による電子通知システムによって代替されることになること等を述べている。

25 漁業に関し、将来関係英国白書は、EU 離脱によって英国は EU の共通漁業政策（Common Fisheries Policy）から外れ、独立した国家として、国連海洋法条約に従い、沿岸領域等を管轄し、漁業管理を行うとし（Chap. 1, para.40, Chap. 3, para.53）、他方で、海域及び漁業の管理、並びに水産物の維持の促進に関して EU 加盟国と協力することを望む等としている（Chap.3, para.56）。

るものとする用意はあるとしつつ、同時に「単一市場への一部あるいは全部への参加と同様の状況になるものとする事は出来ない」としている<sup>26</sup>。

他方で将来関係英国白書は、英国と EU の新たな関係は、EU と第三国の間に存在するとの関係よりも広範囲を対象とする必要があり、また、英国と EU 間の歴史的に緊密な深い関係と固有の出発点を反映するものでなければならず、さらに、英国と EU の双方に、現実的で継続する利益をもたらすものでなければならないとしている<sup>27</sup>。

この点に関し、例えば電気、電気通信等の場合、現状の市場で、合理的な取引が達成されていると解され、英国の EU 離脱によって英国との間でことさらに市場の分割を行うことが市場全体の利益を返って阻害する場合も考えられる。そのような場合には、現状の市場を維持することがむしろ英国及び EU 双方の利益になる可能性がある。

また一般的に一定の組織において、その構成員と非構成員を別異に扱うことは特段奇異なことではない。他方でそもそも FTA の交渉においては、交渉する者の間でそれぞれの関心分野を示し、その合致した分野に関して交渉を行い、両者が合意できる内容で合意し、協定を作り、締結するのが通例である。

これらの考え方を英国と EU の交渉にあてはめてみると、一方で EU 加盟国と EU 非加盟国の間で区別することが EU にとって必要だが、他方で EU は FTA を通じて非加盟国に加盟国以上の利益を与えることが出来るか、ということになる。この点については、当然のことながら FTA を締結することで EU あるいは EU 加盟国側にも利益が発生するので、それらを勘案して EU 及び EU 加盟国と EU 非加盟国間のバランスがとれるならば、EU 非加盟国に EU 加盟国以上の地位を認めることも不合理ではない、とも考えられる。たとえば、あくまで理論上の一例であるが、EU28加盟国のうち27加盟国が提供しておらず、英国のみが生産している製品あるいはサービスなどについて、EU27加盟国に認めないような扱いを英国と EU 間の FTA において英国に認めたとしても、必ずしも問題にはならないと思われる。

英国の EU 離脱によって生じる具体的な状況をどのように理解・評価し、それを踏まえてどのように対応するかは、基本的に英国と EU の判断によるが、欧州全体あるいは英国と EU の経済的利益を最大化するための市場形成を目指す観点から、

---

26 Para.8.

27 将来関係英国白書 Executive Summary, A new relationship, p7, para 2.

経済合理性に基づく市場形成を目指すことは、重要で適切な視点と考える。

### （５）日系企業に対する支援

日本政府メッセージは、英国を含む欧州は、日本を含むアジア諸国にとって主要な貿易・投資相手先であり、英国を含めた欧州の自由な市場に引き続きアクセスできることはアジア諸国全体の関心事項であること、このことから、上記の通り、英国及び EU が、市場の一体性をできる限り維持し、日系企業等にとって引き続き自由な貿易・投資や円滑な金融取引を可能とする環境が保障された魅力ある地であり続けることが重要であること、また、日系企業の声に最大限耳を傾け、英国と EU が協力して必要な対応を講じることができるよう最大限の努力を求めること、を述べた。

この点に関し、まず英国については、2018年2月8日メイ英国首相主催で日系企業を招きビジネス・ラウンドテーブルを開催する<sup>28</sup>など、日系企業との関係で英国政府は多くの配慮を見せており、これは評価できる。他方で今後英国の EU 離脱が実際に生じ、それに起因して日系企業の事業活動に障害等が生じる場合には、英国と EU 間の交渉に関する情報提供や企業と英国政府間の情報交換等に止まらない、一層の英国政府の日系企業に対する配慮や具体的な支援等が求められる<sup>29</sup>。なお EU

28 [http://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/c\\_000045.html](http://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/c_000045.html).

29 この点に関連して、2018年8月23日に英国政府が発出した英国技術的の通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の EU との貿易（Trading with the EU if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/trading-with-the-eu-if-theres-no-brexit-deal>）は、次の点を述べている。

1. 英国の EU 離脱に関する交渉が不成立で EU から英国が離脱した場合、英国と EU 間の自由な製品の移動は行われなくなり、具体的には、以下のインパクトが生じると考えられる。
  - （１）英国と EU 間の貿易に、EU と第三国間で適用される通関手続が適用され、具体的には、税関申告やセキュリティに係る宣言等が求められることになる。
  - （２）現在 EU と英国間で使われている国内消費税対象品管理システム（Excise Movement Control System (EMCS)）は、英国内では利用できるが、英国と EU の間では利用できなくなる。
2. EU と取引する英国の事業者は、次の点を了知することが求められる。
  - （１）EU から産品を輸入する事業者は、第三国から英国に産品を輸入する手続と同様の手続が求められることになることを認識する必要がある。具体的には、英国エコノミック・オペレータ登録及び証明書（UK Economic Operator Registration and Identification: EORI）番号を取得すること、搬送事業者が搬入略式申告（Entry Summary Declaration）を提出していることを確認すること、英国歳入税関庁（HM Revenue & Customs: HMRC）に輸入申告を提出していること、付加価値税・輸入関税、あるいは輸入付加価値税を支払うこと等が求められる。

及び EU 加盟国についても、英国と EU 間の離脱交渉に関する情報提供等は行われているが<sup>30</sup>、英国の場合と同様 EU についても、より具体的で実際のな、ステークホルダー向けの支援の取組みが求められると考える<sup>31</sup>。

---

(2) EU に産品を輸出する事業者は、第三国から EU に産品を輸出する手続と同様の手続が求められることになることを認識する必要がある。具体的には、英国エコノミック・オペレータ登録及び証明書 (UK Economic Operator Registration and Identification: EORI) 番号を取得すること、輸出申告を英国歳入税関庁に提出すること、一定の産品を輸出する場合輸出許可を取得すること等が求められる。

3. 英国と EU 間で産品を搬送する事業者は、搬送する産品に関して搬出略式申告 (Exit Summary Declaration: EXS) あるいは搬入略式申告 (Entry Summary Declaration: ENS) といわれる安全性に関する申告をしなければならない。

4. 英国の EU 離脱に関する交渉が不成立で EU から英国が離脱した場合の対応を事業者が考える場合には、ソフトウェアの採用、通関業者、フレイト・フォワーダー、運送事業者の活用、あるいはそれらのアドバイスに従って、保税倉庫、再輸出加工 (inward processing)、一時措置 (temporary admission)、利用許可 (authorized use) 等の利用を検討することが推奨される。

以上に続けて当該技術的通知は、EU との貿易取引の量とサプライチェーンへのインパクトを事業者は考慮すべきとしている。また北アイルランドの関係について当該通知は、英国の EU 離脱に関する交渉が不成立で EU から英国が離脱した場合であっても英国政府は、北アイルランドの人々の最良の利益を考慮して対応する、としている。

上記の本技術的通知に加え英国政府は、通関手続に関し、2018年8月23日以下の通知を発出している。

◆ 「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の英国における貿易関税に係る産品の分類 (Classifying your goods in the UK Trade Tariff if there's no Brexit deal)」  
(<https://www.gov.uk/government/publications/classifying-your-goods-in-the-uk-trade-tariff-if-theres-no-brexit-deal>)

◆ 「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の輸出管理対象産品の扱い (Exporting controlled goods if there's no Brexit deal)」  
(<https://www.gov.uk/government/publications/exporting-controlled-goods-if-theres-no-brexit-deal>)

30 日本政府とアイルランド政府が協力して行った例として、[http://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000496.html](http://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000496.html)。また上述のとおり EU は、ステークホルダー向けの注意喚起を複数公表するなどしている。[https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness\\_en](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness_en)

31 英国と EU による日系企業を含む企業に対する支援に関し、そもそも英国が EU を離脱することによって英国においても EU においても政治体制に変更が生じることから、現状の日系企業等の事業環境を完全に維持することは困難かもしれない。しかしながら、英国と EU 間の離脱交渉の結果がどのようなものになるとしても、少なくとも現状の事業環境に劣後しない事業環境を日系企業等に実体的に保障することは、将来の欧州の発展における日系企業等の協力の確保という点から、英国・EU にとって重要と考える。

## 2. 第一段階の交渉等の結果と評価 (各論)

次に日本政府メッセージが述べた個別の要望に関して順次述べる<sup>32</sup>。

### (1) 関税・原産地規則・累積制度

#### (ア) 関税

関税に関し日本政府メッセージは、英・EU 間の貿易の無関税の維持、現行の関税率の維持、新興国から英国及び EU への輸入に対する特惠関税 (0%) の維持を希望する旨述べた。また日本政府メッセージは、英国及び EU の一般特惠関税制度 (GSP) を利用して英国への輸入を行っている日系企業の例もあることから、英国において引き続き GSP 制度が維持されることが望まれる旨言及した。

第一の英・EU 間の貿易の無関税の維持については、先述の通り、物品貿易に関し関税をゼロとする EU 側の方針が EU 将来関係交渉指針において示されており、また英国も、関税を賦課せず、関税割当制度も適用しないことを将来関係英国白書において提案している。

第二の現行の関税率の維持に関し、EU については、日 EU・EPA により EU 側の関税は99%撤廃されることが約束されている<sup>33</sup>。EU 離脱後の英国の対日関税率については、今後の英国と日本の間における外交交渉次第であり、日本としては、日 EU・EPA の結果や日本と英国の関係、日本の国内事情等を踏まえ英国と交渉していくことになるとと思われる。

第三の新興国から英国及び EU への輸入に対する特惠関税の維持については、英国と EU の将来関係に係る合意で扱うか、あるいは英国と EU それぞれが独自に決

32 以下で紹介する他に、2018年9月13日に英国政府が発出した「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の EU 加盟国の関わる民事裁判の扱い (Handling civil legal cases that involve EU countries if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/handling-civil-legal-cases-that-involve-eu-countries-if-theres-no-brexit-deal>)は、英国が、何らの合意なしに EU から離脱した場合、英国と EU 間には司法協力に関する合意が存在しないことになり、一般的に EU のルールは相互主義に基づく対応を規定しているが、英国は EU 離脱後第三国になり、このような相互主義に基づくルールの適用外になって、仮に英国がこのような相互主義に基づくルールの一時的適用を行っても、EU 加盟国において英国は、そのような待遇を受けられず、英国民が不利な扱いを受けることになるので、英国はそのような一方的行為は多くの場合行わない、としている。なおこの点に関し英国と EU 間の交渉が不成立の場合英国は、国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約 (Hague Convention on Choice of Court Agreement) への英国独自の加盟を追求する、としている。

33 Cf. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000304398.pdf>

定することになる。この点に関し、EU側は、特に現状を変更する理由がないと解される。また、将来関係英国白書において、英国は、貿易を通じた発展途上国における貧困の減少に協力する意思を表明し、EU離脱後も英国市場への後発開発途上国（LDC）によるアクセスを現状維持とすること、さらにそれ以外の、経済連携協定（Economic Partnership Agreement; EPA）を締結している国を含む、後発開発途上国以外の途上国との関係でも、特惠による市場へのアクセスの維持を目指す旨を言及している<sup>34</sup>。これらを踏まえると、英国についても特惠関税の適用の維持が期待されると解される。

#### （イ）原産地規則

原産地規則について日本政府メッセージは、利便性の低い原産地規則の採用により通関手続が複雑化・煩雑化することによって、物流の遅延やコスト高が生じ、企業の事業活動に大きな影響を及ぼすことに対する懸念等について言及した。

この点について第一に英国とEUの間の貿易に関しては、上述のとおり、EU将来関係交渉指針において、適切な原産地規則に基づいて、物品貿易の関税をゼロとするの方針がEUから示され、また、将来関係英国白書において英国は、恒常的な原産地規則の適用はしないことを提案している。

現状の英国を含むEUにおいては、原産地規則に関係なく、EU域内で自由に産品が移動可能なことを踏まえると、英国のEU離脱以降も同様に、原産地規則に関係なく英国とEUの間で産品が移動出来ることが望ましいということになる。しかしながら、そもそも英国がEUから離脱する理由がEUと異なる貿易政策をとることを目指すことにあり、それが異なる関税や通関手続を適用することを意味するとするならば、それら異なる関税や通関手続をそれぞれ適用する、あるいはあらかじめ調整する等の対応をすることが必要となる。

#### （ウ）累積制度

累積制度に関し日本政府メッセージは、例えば自動車等の製品に関し、英・EU間で素材や部品の生産工程の分業化が進展しているところ、英国がEUを離脱すると原産地規則を満たせなくなり、EUに進出している日系企業は、EUが締結しているFTAを活用できなくなる可能性があることに対する懸念について言及し、EU離脱後の英国も、付加価値・工程の足し上げが可能となる原産地規則の累積規定の

---

34 Chap. 1, para.169.

対象国とすることを要望する旨言及した。

この点について EU は、まず2018年1月30日に発出した「関税及び間接税（WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF CUSTOMS AND INDIRECT TAXATION）」と題するステークホルダー向けの注意喚起<sup>35</sup>の中で次の点を述べている。「英国原産の産品で、EU から第三国に輸出される産品は、EU の共通通商政策における「EU 産品」とはされない。これによって、英国の産品を累積に加えている EU の輸出事業者に影響が及び、また、EU と第三国の間で合意されている特惠関税の適用に影響が及ぶことになる。」

また EU は同年6月4日に発出した「特惠原産地規則（WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF CUSTOMS AND EXTERNAL TRADE PREFERENTIAL ORIGIN OF GOODS）」と題するステークホルダー向けの注意喚起<sup>36</sup>の中では、次の点を述べている。

「英国の EU 離脱以降、第三国との間で存在する、共通通商・関税政策の範疇にある、EU の特惠貿易枠組み（preferential trade arrangement）は、英国に適用されない。」

「EU から輸出された産品は、EU の特惠原産地規則を満たす場合、すなわち、EU の完全生産品あるいは EU の品目別原産地規則を満たす場合には、EU の FTA パートナーにおいて特惠税率を持って受け入れられる。また、第三国から EU に輸入される産品については、（当該第三国に適用される）特惠原産地規則を満たす場合、EU において特惠税率が適用される。」

「特惠原産地規則は、特惠貿易枠組みごとに異なり、また EU は特惠貿易枠組みとの関係では、単一の地域と観念され、加盟国ごとの相違は観念されず、EU の特惠原産地規則との関係では英国産品も EU 産品と観念されている。なお、原産性は、政府等の機関による第三者証明、あるいは輸入者が証明する自己証明で証明される。」

「英国は、EU 離脱以降、EU との関係で第三国となり、EU と第三国との間の特惠貿易枠組みは適用されなくなる。また特惠原産地規則の適用において英国産品は第三国産品とされる。このことから、英国の EU 離脱以前、英国産品を考慮に入れた結果、EU と第三国との特惠貿易枠組みに基づき第三国において特惠税率が適用

35 [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/january/tradoc\\_156573.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/january/tradoc_156573.pdf).

36 [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/june/tradoc\\_156913.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/june/tradoc_156913.pdf)

されていた製品について、特惠税率が適用されなくなる可能性がある。なおこれに関連して、第三国からの原産性の検認の依頼において EU 加盟国は、英国産品を第三国産品とすることになる。また、EU と特惠貿易枠組みのある第三国から EU に輸入される製品に英国産品が使われている場合において累積を考える際、英国産品は第三国産品と観念される。」

「以上から輸出者あるいは製造者等は、英国の EU 離脱以降に関し、英国産品を第三国産品として扱い、EU と第三国との間の特惠貿易枠組みとの関係で、英国製品を除いても EU 産品として、特惠税率の適用を受けられるように、EU の原産性を証明するための方策をとるべきである。また EU に産品を輸入する者は、英国の EU 離脱を考慮に入れて、EU における特惠税率の適用を確保するための方策をとるべきである。」

この点に関し将来関係英国白書において英国は、英国と EU における物品貿易が摩擦なく行われることを確保し、現存する世界規模のサプライチェーンを維持する観点から、現存する及び将来の FTA パートナーとの間に存在する累積を助長する枠組みを提案するとしている。具体的にこれは、EU 産品は英国の締結する FTA において原産品とし、英国産品は EU の締結する FTA において原産品とし、また英国、EU 及びそれらの FTA パートナーの産品が三国間貿易において相互互換できるようにするものと同白書は記述している<sup>37</sup>。

この問題は EU と第三国の間に存在する特惠貿易枠組みを、EU から離脱した英国に適用出来るかの問題ととらえられる。この点については、複数の英国議会の報告書で、その困難さが指摘されており<sup>38</sup>、EU 離脱以降英国は、EU の締結している特惠貿易枠組みを基礎づける協定の適用から外れる、とするのが EU の立場とされている<sup>39</sup>。この状況を受けて、英国は EU 離脱後に向けて第三国との特惠貿易に関す

---

37 Chap. 1, para.23c.

38 Cf. ex. House of Commons International Trade Committee, “CONTINUING APPLICATION OF EU TRADE AGREEMENTS AFTER BREXIT”, (28 Feb., 2018)(<https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmintrade/1042/1042.pdf>); House of Lords European Union Committee, “BREXIT: TRADE IN GOODS”, (14 Mar., 2017)(<https://publications.parliament.uk/pa/ld201617/ldselect/lducom/129/129.pdf>).

39 2017年4月29日に採択された英国の EU 離脱に関する交渉指針 (European Council (Art. 50) guidelines following the United Kingdom's notification under Article 50 TEU) 第13節 参照 (<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2017/04/29/euco-brexit-guidelines/>)。なおこの点に関し、EU と EU 加盟国である英国がともに協定に署名している混合協定の場合、英国が EU を離脱した後も当該協定は英国に適用されるという考え方もあるが、EU は、混



る交渉を進めようとしているが、時間がかかることは容易に想定される。

このような状況を踏まえ、特惠貿易枠組みの適用が維持できないとすると、累積制度の利用による特惠の付与を維持するためには、例えば、英国及び EU への輸入に際し、英国及び EU が特惠を与えるために累積を評価する際に、英国及び EU の一方的行為として、英国及び EU 原産品部分を含めて原産性を評価する等の対応がなされれば、少なくとも英国及び EU への輸入に際しての累積制度の利用による特惠の利用が可能になる。このような対応が現実的に英国と EU にとって可能であるかは、英国と EU の政治状況を含む具体的な状況とそれに基づく政府の判断による。いずれにせよ、少なくとも英国と EU に生じる経済的利益を勘案し、それによって英国国民、EU 市民並びに欧州ひいては世界に生じる厚生の上を勘案した合理的な判断がされることが望まれる。

逆に英国と EU から第三国への輸出に際し、当該第三国が英国と EU の製品による累積を認めるかは、英国と EU の判断であるのと同時に、当該第三国の判断でもある。手続き的には、英国と EU で共同して当該第三国と協議する等の対応はあり得るが、まずは英国と EU が合意することが必要になる。この点についても上記同様、英国国民、EU 市民並びに欧州ひいては世界に生じる厚生の上を勘案した合理的な判断がされることが望まれる。

## （２）通関手続

日本政府メッセージは、簡易化された通関手続の維持や英・EU 間貿易の通関手続の追加的な負担の抑制、動植物や食品等の検疫制度等の維持、AEO（認定事業者）に関する相互承認の枠組みの維持を要望する旨を言及した。

### （ア）簡易化された通関手続の維持や英・EU 間貿易の通関手続の追加的な負担の抑制

第一の簡易化された通関手続の維持や英・EU 間貿易の通関手続の追加的な負担の抑制に関し、将来関係英国白書において英国は、EU 離脱によって関税同盟から離脱するが、その後も英国は、EU との間で可能な限り摩擦の少ない貿易を実現することと、同時に世界中の国との貿易関係を形成することを望み、他方で EU は単

---

合協定であるかあるいは EU の単独協定であるかにかかわらず、英国の EU 離脱以降 EU の締結した条約・協定は英国に適用されないとしている。この点に関する議論について cf. ex. House of Commons, UK adoption of EU external agreements after Brexit, Briefing Paper Nr. 8370 (24 July, 2018)(<https://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/CBP-8370>).

一市場と関税同盟の一体性を確保することを望んでいる、とした上で、概要以下のような通関円滑化取決め（Facilitated Customs Arrangement: FCA）の締結等による貿易の円滑化を提案している<sup>40,41</sup>。

- (i) 英国は、EU の関税地域に編入しているように、EU を仕向地とする製品については、EU の関税と貿易政策を適用しつつ、自らを仕向地とする製品については、英国の関税と貿易政策を適用する。
- (ii) EU の対外的な通関手続を反映することで、英国を経由して EU に入る製品は、EU の通関手続の要件を満たし、EU の適正な関税が徴収されることになる。またこれによって、税関申告、原産地規則の恒常的な適用、出入時の略式申告を含む、英国と EU 間の通関手続の必要性が排除されることになる。より広範囲な自由貿易領域と合わせて、FCA は、英国の物品貿易の大半に関し摩擦のない貿易を維持し、英国の輸出入者にとって摩擦を減少させることになる。英国の目的は、EU あるいはその他の世界の国々との間にかかわらず、できる限りの貿易を実現することである。
- (iii) このような制度枠組みは具体的には以下を意味する。
  - －英国の国境に製品が着き、信頼できるトレーダーによって仕向地が示された際、当該仕向地が英国であるならば英国の関税を支払い、仕向地が EU であるならば EU の関税を支払う。
  - －英国の国境に製品が着くが、仕向地が輸入時に示されない場合には、英国あるいは EU の関税のうち高い方を支払い、後に関税が安い場所が仕向地となった場合には、英国政府から差額分の還付を受ける。
- (iv) このような対応が EU の関税同盟と両立し、また EU の関税が納められ、かつ EU の貿易政策が適切に適用されることを EU が確信できることが必要であることを英国は理解することから、次の点について英国と EU が議論することが必要と考える。
  - －英国と EU は関係する関税の送金方法に関し合意する必要がある。なおこの送

---

40 Chap. 1, para.13.

41 この点に関連して将来関係英国白書は、工業製品同様、英国と EU のそれぞれの市場で流通する農産品や漁業品も、必要な規制上の要件を満たす必要があり、これを行うことが出来れば、国境における追加的な手続をする必要がなくなり、具体的には、北アイルランドとアイルランドの国境における検疫所の設置等の物理的なインフラが必要なくなる、としている（Chap. 1, para.35.）。

金方法について考える際には、EU を経由して英国に入る製品と、英国を経由して EU に入る製品の両方を考慮する必要がある。もっとも英国は、EU を経由して英国に入る製品に関し、英国の関税と貿易政策を EU が適用することを提案するものではない。

- 英国と EU は、英国国境において正しい関税を支払い、関税の還付手続を利用しないで済むように、信頼できるトレーダーに関するスキームについて合意しなければならない。
- 英国と EU は、関税が還付される状況について合意しなければならない。
- 英国は、EU の税関規則や安全・保安に関する規則を含む、EU と共通のルールを作成・維持し、これらのルールを EU と整合的に適用・解釈する<sup>42</sup>。
- EU との間における税関で適用される新たなルールを適用するための適切なメカニズムが英国には求められる<sup>43</sup>。

(v) 英国と EU の間で付加価値税 (VAT and Excise) に関し新たな申告や国境検査の手続の導入を必要としないことを確保するために、英国は、付加価値税や行政協力及び情報交換に関する共通の手続の適用も提案する<sup>44</sup>。これらの共通の手続

---

42 ここで当該白書は、英国は既に EU の税関規則を適用しており、また税関申告サービス (Customs Declaration Service) と互換性のあるシステムを適用している、としている。

43 この点に関連して、2018年8月23日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の貿易に係る紛争解決 (Trade remedies if there's no Brexit deal)」 (<https://www.gov.uk/government/publications/trade-remedies-if-theres-no-brexit-deal>) は、仮に英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の場合であっても、英国政府は、貿易に係る紛争解決を担当する、英国貿易紛争解決庁 (UK Trade Remedies Authority) を設置し、それによって英国の事業者を不公正な貿易から保護するとしている。

44 この点に関連して、2018年8月23日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の付加価値税の扱い (VAT for businesses if there's no Brexit deal)」 (<https://www.gov.uk/government/publications/vat-for-businesses-if-theres-no-brexit-deal>) は、次の点を述べている。

1. EU から英国への製品の輸入

- (1) 英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際、英国政府は、英国の付加価値税登録事業者の利便を考慮し、英国に輸入される製品に賦課される輸入付加価値税を、英国の当該製品が輸入される時点ではなく、その他の付加価値税の還付の際に支払うことを認める。
- (2) 英国に輸入された製品に対する付加価値税の賦課に関し、英国の EU 離脱以降、EU 理事会指令に基づいて認められる低価値荷物免除 (Low Value Consignment Relief: LVCR) は適用されず、海外から送付される小包は、課税の対象となる。
- (3) 英国の EU 離脱以降も事業者は、従前通り、英国歳入税関庁 (HM Revenue & Customs: HMRC) に、英国に車を輸入する際に通知をすることが求められ、英国の EU 離脱以降は、当該車には輸入付加価値税が課される。

2. 英国から EU への製品の輸出

- (1) EU の消費者へ製品を輸出する英国の事業者に関し、遠隔地販売枠組み (distance

は、物品貿易、小包、及び個人の利用のための携行荷物に適用される。

(vi) 英国は、世界の税関政策の最先端を目指す。このことから上記に加え英国は、次の独自のあるいは合意による貿易円滑化を企図している。

- 共通通過協定（Common Transit Convention: CTC）への加盟
- AEO 認定事業者の相互承認に係る合意
- 関税の自己評価及び税関申告の統合等の手続の簡素化
- 手続の自動化やデータの利用による手続の迅速化
- 現在ある簡易手続の利便性の向上

(vii) FCA において還付のメカニズムは、英国の貿易の限られた範囲だけが関係するようになる必要があり、また可能な限り簡素なものである必要がある。なお英国は、英国の関税が第三国にとって可能な限り魅力的なものであることを追求

---

selling arrangement) は適用されず、英国の事業者は EU の消費者に対して、英国による付加価値税の課税なしに産品を販売することが出来る。

(2) EU の事業者へ産品を輸出する英国の事業者に関し、従前通り英国の事業者は EU の事業者に対して、英国による付加価値税の課税なしに産品を販売することが出来る。なおこの際 EC sales lists を提出することは求められない（ただし現在と同様、実際に産品が英国から輸出されたことを示す記録を保持することは求められることになる）と考えられる。

(3) EU の事業者で EU27 加盟国内で在庫している産品を EU 内で販売している者は、従前通りの方法により、当該産品の販売を継続することができることになると思われる。

3. EU に対してサービスを提供する英国の事業者

(1) EU 領域内に対しサービスを提供する英国の事業者については、従来どおり「提供地ルール」（“Place of Supply” rule）が適用され、サービスの提供地を基準に付加価値税が課される。

(2) 旅行者にかかる付加価値税の扱いについては、英国歳入税関庁が旅行業事業者と、影響を最小限にする方法について協議中。

4. EU の付加価値税に係る IT システムの利用

英国の EU 離脱に関する交渉が不成立のまま英国が EU を離脱すると、英国は EU の付加価値税に係る IT システムから離脱することになる。その影響は概要以下のとおりである。

(1) 英国付加価値税ミニワンストップ制度（UK VAT Mini One Stop Shop: MOSS）に関し、英国の EU 離脱以降事業者は、EU 加盟国において当該システムの非 EU 加盟国スキームを通じて登録することにより、当該システムの利用を継続することが出来る。

(2) EU 付加価値税還付システム（EU VAT refund system）に関し、英国の EU 離脱以降事業者は、当該システムを利用できず、従前から各 EU 加盟国にある、第三国事業者向けの制度を通じて還付を受けることが出来る。

(3) EU 付加価値税登録番号照会サービス（EU VAT Registration Number Validation Service）については、英国の EU 離脱以降も利用することが出来、英国歳入税関庁は、英国に係る付加価値税登録番号が継続して使えるようにするためのサービスを構築しようとしている。

（以上の他、北アイルランド及びアイルランドに関して記述している。）

し、また将来の技術的進歩に伴ってより進歩した手続とすることが出来るようにする選択肢を追求する。

(viii) このような取り組みについては段階的対応が必要であり、英国と EU の将来的な経済協力に関する議論の中での合意が求められる。

以上の英国の提案に対し 7 月 19 日に EU 側の Michel Barnier 交渉官のステートメント<sup>45</sup>は、以下の 3 つの疑問を提示している。

(i) 英国側の提案は、この交渉に関わる EU 側の原則である「単一市場、関税同盟、共通通商政策の一体性」「4 つの自由の不可分性」「EU による意思決定の自律性」の原理と整合的であるか<sup>46</sup>。

(ii) 英国側の提案は実行可能なのか。英国側の提案は、さらなる複雑さや官僚主義的な問題を生じさせないか<sup>47</sup>。

(iii) 英国側の提案は、EU の利益になるのか。

英・EU 間貿易における通関手続の現状維持や追加的な負担の抑制に関しては、上記の通り、現状の英国を含む EU 域内では、自由に産品が移動可能とされていることを踏まえると、英国の EU 離脱によって EU の単一市場・関税同盟から英国が離脱しても、これまでと同様に、英国と EU の間で産品が自由に移動出来るようにすることができるか、ということが問題になる。

この問題について考えるには、英国あるいは EU 産品もしくは第三国産品で EU あるいは英国に輸出される産品と、第三国産品で英国あるいは EU を単に経由して EU あるいは英国に輸出される産品について分けて考える必要がある。

第一の英国あるいは EU 産品もしくは第三国産品で EU あるいは英国に輸出される産品については、具体的には、英国あるいは EU 産品とそうでない第三国産品を分け、英国あるいは EU 産品と認められる場合には関税をゼロとする一方で、英国あるいは EU 産品と認められない産品で課税対象である産品については、課税することになる。この場合、英国あるいは EU 産品とそうでないものをどう分けるか、

---

45 Press statement by Michel Barnier following the July 2018 General Affairs Council (Article 50) ([http://europa.eu/rapid/press-release\\_STATEMENT-18-4626\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_STATEMENT-18-4626_en.htm)).

46 ここで本ステートメントは、英国は国境措置に関する整合性について言及しているが、例えば農産品に係る EU の規制において、遺伝子組換え食物 (GMO) や農業に係る規制は、国境で確認されるとはされていないが、これはどうなるのか、という点を指摘している。

47 ここで本ステートメントは、英国側の提案によれば、英国の関税と EU の関税の二種類の関税を適用することになるが、これが各種の問題を生じさせるのではないかと指摘している。

また、英国あるいは EU 産品でないものについてどのように課税するか、が問題となる。

前者の英国あるいは EU 産品とそうでないものを分ける手続に関しては、一般的には、例えば原産地の自己証明制度の採用及び申告手続の電子化・自動化等を通じて、通関手続が複雑化・煩雑化することによって、物流の遅延やコスト高が生じ企業の事業活動に大きな影響を及ぼす可能性を可能な限り低減する方法が考えられる<sup>48</sup>。

なおこの点は特に、いわゆる北アイルランドの国境に関わる問題と密接な関係があり、英国の EU 離脱の期限までに、この問題に関する対応について英国と EU 間で合意がなされなかった場合の措置として、EU 側からは、北アイルランドが EU の関税同盟に残留する案が示されており<sup>49</sup>、これに対して英国側からは、一時的に英国全体が関税同盟に残留する案が提案されるなどしている<sup>50</sup>。この問題は英国の内政等との関係等もあって政治的に重要で大きな影響があり得る問題であり、この問題の解決策如何によっては、あるいは英国による EU 離脱の撤回も考慮に入れる可能性もあり得る点であるが、この問題の解決がどのようなものになるにせよ、一定の解決策の採用等によって、可能な限り企業等のステークホルダーに不利益・不便等あるいはそれによるコストの上昇等が生じないようにする対応が取られることが強く望まれ、また仮に不利益等が生じる場合には、適切な支援措置等の採用が望まれる。

後者の英国あるいは EU 産品でないものについてどのように課税するかについては、上記の将来関係英国白書における提案があるが、EU の Barnier 交渉官のステー

48 この点についてここでは通関手続の円滑化との関係で論点を設定しているが、より広くモノの生産から消費までを考えると、モノのトレーサビリティの確保との関係でどのように考えられるかが論点とも考えられる。すなわち後者のトレーサビリティの観点からすれば、そもそも生産されたモノについては、消費されるまでのルートの各主要な場所でそのモノの動きが把握されていることが理想であり、そのようなシステムの一環として関税の課税が出来る、というのが、少なくとも理論的には、理想であって、例えばスマートタグを利用するなどして、そのためのシステムをどのように構築するかを検討することが論点としてとらえることが出来る。

49 離脱協定案のアイルランド・北アイルランドに関する議定書（Protocol on Ireland/Northern Ireland）参照。

50 [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/714656/Technical\\_note\\_temporary\\_customs\\_arrangement.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/714656/Technical_note_temporary_customs_arrangement.pdf)。なおこの英国提案については、EU 側から重要な問題に対する対応が示されていない、等のコメントがなされている。[https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/slides\\_on\\_uk\\_technical\\_note\\_on\\_temporary\\_customs\\_arrangements.pdf](https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/slides_on_uk_technical_note_on_temporary_customs_arrangements.pdf)。

トメントの基準を満たすように具体的に制度をデザイン出来るかが課題になる。

第二の、英国と EU へ日本等の第三国から、EU あるいは英国を単に通過して英国あるいは EU に輸入される製品の通関をどのように扱うか、という問題がある。この点について現状のところでは、英国を含む EU の領域に製品が入る際に通関手続きがなされることになっているが、英国の EU 離脱以降は、英国あるいは EU を通過国として、最終地で通関手続きがなされるようにすることにより対応することは、理論的には可能であり、そのような扱いをすることを英国及び EU が交渉過程等において認めるかの問題となる<sup>51</sup>。

通関手続や検疫については、現状より煩雑で時間のかかる手続を導入しても、英国・EU あるいは第三国にとって利益となることはなく、簡素で迅速な手続であればあるほど経済活動に望ましいと思われる。また特に、医薬品や医療機器等の通関に関しては、単に経済的な利益のみならず、場合によってはその遅延等が、人間の生命や健康に関わることもあり得る。このことから英国と EU に対しては、上記の通り、IT 技術の採用、検疫条件の共通化、AEO 認定事業者の相互承認の維持<sup>52</sup>等のあり得る政策・技術を導入し、英国の EU 離脱に関わらず、できる限り簡素で迅速な通関手続を実現することが望まれる。

### （3）自然人の移動

日本政府メッセージは、まず全体として、英国籍・欧州大陸国国籍の労働者が、英国・大陸欧州間を相互に行き来することができなくなれば、欧州全域の労働市場に大きな混乱をもたらすことを指摘し、英国籍・欧州籍の労働者へのアクセスの維持（とりわけ、企業で現に働き、またこれから働く人々の地位が守られること）が要望される旨言及した。

この点に関し離脱協定案は第 2 編、第 8 条から第 35 条までで扱っている。当該部分は、EU 市民及び英国国民並びに一定の条件を満たすそれらの者の家族の構成員

51 この点に関し GATT 第 5 条や国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約等参照。この点に関し英国は、上記の通り、共通通過協定への加盟に関する交渉を行っている。

52 この点に関し、2018年1月30日に発出した「関税及び間接税（WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF CUSTOMS AND INDIRECT TAXATION）」と題するステークホルダー向けの注意喚起の中で EU は、英国の EU 離脱に伴って、AEO 等に係る通関手続の簡略化に係る制度に関して英国政府が発行する認可等は EU の関税領域内では、有効でなくなる旨指摘している。

等を対象としており、基本的に現状のEU法でこれらの者に保障されている地位が保障されるとされている。とりあえず現況が維持されるという意味では、当該離脱協定案の内容は評価できると解される。今後は離脱協定案が合意され適切に執行され、欧州全域の労働市場が混乱しないことが望まれる。

なお離脱協定案の第9条からすると当該制度は時限的なものと解されることから、英国のEU離脱日あるいは移行期間の後の扱いについては、英国とEU間の将来の関係に関する協定、あるいは英国もしくはEUの政策によることになる。この点に関し上述のとおり日本政府メッセージは、現状のみならず、将来的な英国籍・欧州籍の労働者へのアクセスの維持等についても言及しており、欧州全体の労働市場の適切な運営により、就業先を求める労働者と、労働者を必要とする企業等とのマッチングが適切に行われる等、欧州労働市場全体の適切な制度設計と運用を行うことを求めている。

この点についてまずEU将来関係交渉指針は、自然人の移動に関し、完全な相互主義及びEU加盟国間の平等の下で、また社会保障や専門職資格の承認の点も含めて、英国とEU間の将来のパートナーシップには、野心的な自然人の移動に関する規定が定められるべきである旨、また、この関係で、英国がシェンゲン枠組みの外部である第三国になることや基本的権利の完全な尊重の確保のために強いセーフガードが求められること等を踏まえつつ、婚姻及び親子関係に関わる責任等についても検討されるべき旨を言及している<sup>53</sup>。

他方で将来関係英国白書において英国は、将来的に自然人の自由移動は英国がEUを離脱すると共に終了し、英国は国内法によって移民の受入に関する制度を制定する、としている<sup>54</sup>。もっとも同時に同白書は、英国は引き続き開かれた寛容な国であり続け、EU及びその他から、最も聡明な最良の人々を引きつけたい、とし、それが公的サービスの維持や、研究開発及びイノベーションに関する英国の魅力を強化するために重要としている<sup>55</sup>。

---

53 Para. 10.

54 Chap. 1, para.73.

55 この点に関し2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国のEU離脱に関する交渉が不成立の際の英国旅券によるEUへの旅行（Travelling to the EU with a UK passport if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/travelling-to-the-eu-with-a-uk-passport-if-theres-no-brexit-deal>）は、英国のEU離脱前英国旅券保持者は、EU市民として、シェンゲン領域において、有効な英国旅券の保持に基づいて移動することが出来たが、英国のEU離脱以降は、EUにおいて第三国国籍者とされ、第三国の旅券に係る



なお同白書は、将来の人の移動に関する枠組みは、自然人の自由な移動の廃止と合致するもので、国境管理に関する英国の権限と、移民の管理と削減に関する政府の目標を尊重するものとなる、としている<sup>56</sup>。また同白書は、英国の将来の経済連携においては、自然人の自由な移動の廃止と両立するものとしつつ、以下の点に関する、相互主義に基づく自然人の移動に係る枠組みを規定することを提案している<sup>57</sup>。

- サービスの提供及び有能な人々の移動に関しビジネスを支援すること
- 旅行及び短期の商業滞在に関し、査証なしで、市民が旅行できるようにすること
- 英国及び EU が提供する、世界の最先端の大学や文化的体験から得られる利益を継続して受けられるように、学生等の若者の移動を支援すること
- 正統な旅行のための円滑な通過を可能な限り図りつつ、英国の国境管理を強化すること
- 年金及び健康保険に関する制度から EU に居住する英国市民が継続して便益を得られるようにすること等に関する、その他の自然人の移動に関する条項を規定すること

日本政府メッセージにおける自然人の移動に関する要望については、難民の問題を含め、欧州では重要な問題となっており、また実はこの問題については欧州のみならず、日本を含む世界各国で、あるいは歴史的といえるくらいの長い期間かなり以前から、多くの問題が生じている。そしてこの問題に関する、政策パッケージ及び対応技術は、いろいろと案出されてきている<sup>58,59</sup>。これら現在までに案出されてき

一定の規律に服することが求められること等を述べている。

なお英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の共通旅行区域及び英国国民及びアイルランド国民の関連する権利 (Travelling within the Common Travel Area and the associated rights of British and Irish citizens if there is no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/travelling-in-the-common-travel-area-if-theres-no-brexit-deal>) は、英国の EU 離脱にかかわらず、英国国民あるいはアイルランド国民は、アイルランドと英国に入り滞する権利を保持し、また共通旅行区域に係る協定に基づく付随する権利を共有すること等を述べている。

56 Chap. 1, para.76.

57 Id.

58 EU における自然人の移動に係る法制度の概要を説明する邦語文献の例として、濱野恵「EU における労働者の国際移動」、国立国会図書館調査及び立法考査局『岐路に立つ EU (総合調査報告書)』(調査資料2017-3 (Research Materials 2017-3)) 51-64頁 (2018) ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11055936\\_po\\_20180308.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11055936_po_20180308.pdf?contentNo=1))。

59 このような移民受入れを含む移民に関する問題に対する対応については、例えば、移民

た政策・法的技術の何れもが、完全でないからこそ、現代においても、このような問題が生じているのは事実であるが、たとえそれが完全でないとしても、それらのこれまでに開発された各種の技術を含め、技術的に解決される部分は可能な限り解決し、問題及びそれから生じる社会的負担やそれによる混乱等を低減するなどしていくことは必要で望ましいと考える<sup>60</sup>。

また以上の他日本政府メッセージは、特に英国のみに対する追加的要望事項として、必要な技能を持つ労働者へのアクセスの維持、銀行等で求められる高度技能人材の受入れを可能にする移民制度の維持、発電所建設等に従事する労働者の受入れを可能にする移民制度の維持、外国人労働者に対する査証手続上の配慮、等にも言

受入れ集団の受入れ能力の評価とそれに見合った移民の受入れの計画と実施、移民側の受け入れられる能力等の評価とそれに合った移民の受入れ先の選択、移民及び移民受入れ集団に対する教育の実施等、多種多様な観点からの研究がなされ、政策として実施され、その効果等の測定等の研究成果も出されている。

また移民に関する制度ではないが、将来関係英国白書でも言及されている (Chap. 1, para.76) WTO のサービス貿易に関する一般協定 (GATS) の第4モードの考え方も、社会集団における個人の受入れに関する、貿易との関係での一つの考え方と考えられる。なお GATS の第4モードの考え方は、単純労働者の移動を含むいわゆる労働力の移動に関する考え方ではないが、労働力の移動については、例えば、建設会社が何らかのプロジェクトを実施する際、当該プロジェクトの実施のために必要な人員を必要な期間プロジェクトの現場に移動することを認めるなど、プロジェクトベースの自然人の移動など、移民とも個人の自然人の移動とも異なる自然人の移動のスキームもある。このように自然人の移動に関する法的枠組み・スキームは各種のものがあるので、具体的な必要性や受入れ側の受容能力等を勘案しながら各種の方法を考えることが適切であり、賢明である。

なお移民の問題に限らず、自然人の移動に関する議論においては、労働の問題、治安の問題、人権の問題等の各種の問題が分離・独立して議論され、それぞれについて結論が出され、対応・対策が取られる状況が見受けられ、それらがコーディネートされていない状況が生じていることが見受けられる。

この点について EU の政策では見受けられる部分もあるが、これらの政策は本来コーディネートされて統合的にとられるべきと解される。すなわち、具体的には、例えば、移民の受け入れのシステムと、移民と移民受け入れ国あるいは移民を受け入れるコミュニティの教育、移民受け入れ後の移民のライフプランに関する政策、移民受け入れ国の労働政策・治安政策は、それぞれが相互に密接に関連する移民の受け入れに関する一連の政策群であるにもかかわらず、移民の受け入れは入国管理当局、教育については教育関連当局、労働政策は労働関係当局、治安については治安当局がそれぞれ独自に政策を立案・適用し、相互間の経験・知見の共有や、PDCA サイクルの構築等も必ずしも行われていない。

自然人の移動や移民に関する政策の立案・実施においては、政治的決定が重要な役割を果たすことは、それが既存の国・コミュニティに大きく重要な影響を与えるという点では、明らかであるが、政治的決定をすることですべての問題がクリアされると考えるならば、あまりにも安易で不十分な理解であり、対応である。移民政策・自然人の移動に関する政策に関し、政策技術・行政技術の側面から、いわばエンジニアリング的な観点をもって、適切な対応をすることが必要で適当と考えられる。

60 Cf. ex. <http://www.oecd.org/migration/>.

及している。これらは EU と関係なく英国独自に対応できることであり、将来関係英国白書の内容と必ずしも齟齬のある内容ではないことから、英国政府のこれらに関する対応が望まれる。

#### （４）金融単一免許制度等<sup>61</sup>

日本政府メッセージは、EU の単一免許制度が維持されない場合、欧州において一体的に金融サービスを展開できる環境確保のための代替措置の設定や関連制度の変更、それらの内容の早期明確化、並びに一定期間の猶予・準備期間及び激変緩和措置を要望する旨を述べた。

この点に関し将来関係英国白書は、英国に所在する銀行が EU の事業者の発行する債権・証券の過半数を扱っていること等のことから、英国における金融の安定は世界的な公共財であると IMF が言及していること等を紹介し、英国と EU の相互関係の重要性を指摘した上で<sup>62</sup>、EU が現在設定している第三国との間の同等性認証枠組みは英国のように EU と深い相互関係がある場合には不十分であるとし<sup>63</sup>、このことから英国は、金融サービスに関して EU と経済及び規制に関する新しい枠組みを設けることを提案する、としている<sup>64, 65</sup>。

---

61 この点に関し、いわゆる Hard Brexit が生じた際に生じる状況に関する EU のステークホルダー向け注意喚起として、2018年2月8日に発出された「銀行及び支払いサービス（WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF BANKING AND PAYMENT SERVICES）」([https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/180208-notice-withdrawal-uk-banking-services\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/180208-notice-withdrawal-uk-banking-services_en.pdf)) 参照。

62 Chap. 1, para.58-59.

63 Chap. 1, para.62. 既存の EU の枠組みについて同白書は、次の点がないことを指摘している。

- a) 金融サービスに関する規制に関し、規制の協調性を最大にし、金融の安定性に対するリスクを最小化するために、第三国と EU 間で規制の変更等について協議する制度的な協議制度
- b) 規律あるいは監督方法の相違によって同等性が危険にさらされた際に調整する方法
- c) 相互主義に基づく監督協力、情報共有、危機対応及び越境の金融市場の基礎に係る監督に関する十分な方法
- d) 英国と EU の顧客が、統合された市場と越境のビジネスモデルから現在利益を得ていることを確保するためのサービス（この欠如によって市場は不必要に分散され、消費者や事業者は不必要なコスト負担を強いられることになる。）
- e) 事業者が変化する状況を予測できるようにすることを確保するための、変化の影響を段階的に調整する方法と管理する手法

64 Chap. 1, para.63.

65 この点に関連して、2018年8月23日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の銀行、保険及びその他の金融サービス（Banking, insurance and other financial services if there's no Brexit deal）」(<https://www.gov.uk/government/publications/banking->

insurance-and-other-financial-services-if-theres-no-brexiteal) は、概要以下の点を述べている。

- 1 英国の EU 離脱以降、EU との関係で英国企業の立場は、関係する EU 加盟国の規律と第三国に適用される EU の規律による。
- 2 英国もまた、欧州経済領域 (European Economic Area: EEA) 加盟国あるいは EEA 企業を第三国あるいは第三国企業と同様に扱う。もっとも英国については、法的制度の適切な運用や、金融サービス提供の継続性に関し、障害を最小化し、実体的な意図しない結果を避けることを確保するために、このような対応をしないこともあり得る。具体的にこのような対応として英国は、EU 離脱後の3年まで、一時的許可制度 (Temporary Permissions Regime: TPR) 等を導入する。
- 3 また英国は、EEA 電子マネー決済機構、登録口座情報サービスプロバイダ、あるいは英国市場で活動する EEA ファンドに関する一時的対応制度を設定し、さらに必要があれば、上記のような一時的許可制度で確保できない場合に対応する、EEA 企業と英国所在のその顧客間の契約上の義務を確保するための立法を行う。
- 4 以上の他英国は、Central Counterparties (CCPs)、Central Securities Depositories, Credit Rating Agencies, Trade Repositories, Data Reporting Service Providers や、Settlement Finality Directive の所管の下にあるシステム、認可を受けたファンドの寄託者等に関する一時的承認制度を設ける予定である。
- 5 以上の英国による一方的措置に加えイングランド銀行 (Bank of England) は、欧州中央銀行 (ECB) と金融分野におけるリスクマネジメントのための技術的ワーキンググループを立ち上げている。
- 6 英国に所在するサービス提供者の英国に所在する顧客は、欧州に所在する決済機関へのアクセス制限等を除いては、ほとんど影響を受けないと考えられる。
- 7 英国で事業を行う EEA 事業者の英国に所在する顧客については、当該事業者が一時的許可制度 (Temporary Permissions Regime) により英国の EU 離脱から3年間は事業を継続できるので、サービスを提供することが出来、また英国の金融サービス補償制度 (Financial Services Compensation Scheme: FSCS) は EEA 事業者が提供するサービスをカバーしているところ、これを継続できるか、規制当局は協議する予定。
- 8 EEA で活動する英国の事業者の (海外在住の英国民を含む) EEA に所在する顧客については、英国の EU 離脱以降当該事業者は、いわゆる単一パスポートに基づく事業の実施が出来なくなることから、EU が対応しなければ、顧客は、現状の融資もしくは預金、あるいは保険契約を利用できなくなる。これにつき英国政府は一方的行為で対応できる限りで対応しようとしているが、一方的行為での対応には限界があるので、英国当局は EU 規制当局とこの点について協議しようとしている (なお多くの、単一パスポートに基づいて EEA でサービスを提供している英国の金融サービス事業者は、EU 域内に支店を設置するなど、EU 域内で事業を継続できるようにするための対応を取っている)。
- 9 EU 側が、事業者の事業継続のための対応を取らない限り、EEA において単一パスポートに基づき事業を行っている英国の金融サービス事業者は、英国の EU 離脱の時点で事業を遂行出来なくなり、EEA に所在する顧客との契約に基づくサービスを当該顧客に提供することが出来なくなる。英国政府は一方的行為を通じてこのような状況に対応することを企図しているが、これは十分ではなく、EU 側と協力した対応が必要となる。このことから英国当局は EU 規制当局とこの点について協議しようとしている。
- 10 英国で活動する英国所在の精算機関は、英国の EU 離脱により基本的には影響を受けない。英国政府は、英国で活動する非英国籍の精算機関の顧客が、英国の EU 離脱による重大な影響を受けないようにするために、非英国籍の精算機関が事業を継続することが出来るようにするための一時的な措置をすでに取った。しかしながら EU 側の措置が執られなければ、EEA 所在の精算機関や取引所は、英国の精算機関を使った決済サービスを提供することが出来ない等の問題がある。

この英国の提案する新しい枠組みに関し同白書は、当該枠組みは、英国と EU それぞれの決定が合意された手続に従って適用されることを確保しつつ、英国と EU それぞれの金融に関する規制権限の独立性を尊重するものではなくてはならない、とし、また英国の EU 離脱の直後英国と EU は同一の規制をしている状況にあることから、英国と EU は、EU の第三国との同等性の承認枠組みにおいて英国の同等性を認めることから始めることが適切としている。なお同白書は、将来的な同等性の承認は、英国と EU それぞれの自律的な判断によるが、新しい枠組みには以下の事項が含まれなくてはならない、としている<sup>66</sup>。

- a) 英国と EU 間の関係の統制に関する共通の原則
- b) 広範な監督協力と規制に関する対話
- c) 実業界に、事業計画の立案及び投資に必要な確実性を与えるための、予測可能性と透明性のある、確固とした手続

---

11 現在英国の証券保管振替機構 (Central Securities Depository: CSD) は、英国とアイルランドにサービスを提供しているが、EU 当局が何らかの対応をしない限り、EU の証券は英国で振替られないことになる。英国政府としては、英国外の証券保管振替機構の顧客である英国国民の顧客が重大な影響を受けないようにするための立法を企図している。

12 英国の EU 離脱以降英国は、一定の金融市場インフラ (Financial Market Infrastructure: FMI) を破綻に係る行為から保護する、決済最終指令 (EU Settlement Finality Directive: SFD) の適用範囲でなくなる。英国政府は SFD に基づく規律により提供される保護を、英国外にあるイングランド銀行によって指定された FMI に対して継続して認める立法を企図している。なお EU が何らかの措置を執らない限り、EU が提供する最終決済に関する保護は、英国側の FMI に対し及ばないことになり、EU に所在する顧客は、英国の FMI に関して高いリスクに晒されることになることから、英国の FMI を利用できないことになる。

13 EU が何らかの措置を執らない限り、英国の EU 離脱によって、英国の取引所は EU の取引所と認められないことになり、これによって英国と EU における流動性が下落することになる。

14 現在単一パスポートに基づいて英国で活動する EU の市場運営者は、その市場において英国の事業者が活動することが出来るようにするために、許可を得る必要はない。ただし英国で規制対象とされている事業活動に従事する EU の市場運営者は、海外投資取引者の承認 (Recognised Overseas Investment Exchange) として許可を取らなければならなくなる。また、英国の企業は EEA の取引所において、一定の証券あるいはデリバティブを取引できないことになる。

15 英国の当局は、英国の EU 離脱以降、英国籍及び非英国籍の格付け機関 (Credit Rating Agency: CRA) 及び取引情報蓄積機関 (Trade Repositories: TR) を承認し規制することを意図している。この際英国政府は、現在の EU の承認を英国の承認に切り替える対応をする予定である。なお EU が何らかの措置も執らなければ、EEA 事業者は英国のこれらの企業にアクセスできなくなる。なお英国政府は EU の CRA と TR の英国の顧客に対する影響を最小化するための一時的な対応を提供する制度を設定する予定である。

66 Chap. 1, para.67. なお同白書は、これらの項目について para.68において詳細な説明をしている。

日本政府メッセージが述べた事項のうち第一の代替措置の設定や関連制度の変更については、英国がEUを離脱した後においても、依然として欧州全体として、融資や決済等の金融サービスを提供することが出来るようにすることが欧州全体の利益になると考えられることから、英国とEUの関連免許基準の共通化を含め、免許の相互承認等を進めることが望ましいと考える。またさらにこの点との関係で、具体的に免許の相互承認等を進める際には、そのための手続き等が可能な限り簡素化されることが望まれる。

第二の一定期間の猶予・準備期間及び激変緩和措置の要望については、関係する日系金融機関は、欧州大陸側に拠点を設け免許の申請等を行っているが、実際に免許が出されるまでには一定の時間がかかることから、この点を考慮した猶予・準備期間の設定と対応措置の実施や、関係各国の機関における行政手続に関する負担軽減や支援のための措置の実施等が求められると考える。

#### （5）国境を越えた投資・サービス・（グループ企業間のものを含む）資金移動の自由の確保

日本政府メッセージは、英国から大陸欧州（又はその逆）への投資やサービス提供に制約が生じることは、企業活動に大きな影響を与えることから、投資・サービスの自由の維持及び資金移動の自由を要望することを述べた。

##### （ア）投資

投資に関し、離脱協定案第13条第1項は、EU市民及び英国国民に欧州連合運営条約第49条の定める開業及び設置の設立の自由が保障される旨を規定することとしていることから、この自由は保障されることになる。もっとも、EUが発出しているステークホルダー向けの注意喚起のうち金融に関わる、2018年2月8日に発出された「金融商品市場（WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF MARKETS IN FINANCIAL INSTRUMENTS）」<sup>67</sup>は、英国のEU離脱により、英国の投資会社は第三国の投資会社となり、金融商品市場指令（MiFID）に基づく認可を受けた企業としての投資サービスの提供や活動をEU域内では行えないことになる点等を指摘している。また同じくEUが発出したステークホルダー向けの注意喚起「資産管理（WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU

67 [https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/180208-notice-withdrawal-uk-financial-instruments\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/180208-notice-withdrawal-uk-financial-instruments_en.pdf).

RULES IN THE FIELD OF ASSET MANAGEMENT)』<sup>68</sup>は、英国の EU 離脱により、英国の譲渡可能証券の集団投資事業を行う事業者は、現在の免許に基づいて、ファンドの管理や取引を行うことが出来なくなる等の指摘をするなどしている。これらによると、仮に英国と EU の離脱及び将来の関係に関する協議が円滑に進まず、いわゆる Hard Brexit が生じた場合には、英国と EU 間の投資事業に影響が及ぶことになる。投資については、投機的な投資資金の動きが投資市場に与える効果に関する評価は慎重に行われるべきとする考え方等、投資資金に対する規制の必要性などとの関係で考慮すべき事項もあるが、不必要に不便な投資環境を現出させることが、投資市場の有用性を向上させ、英国国民や EU 市民の経済的な効用を上げるとは考えがたい。このことから、欧州投資資金市場の最適化の観点から制度設計を行うことが必要であり、求められると考えられ、また、欧州全体としての利益や、その他の世界に対する貢献と責任を視野に入れた取組みを英国と EU が行うことが期待される。

#### （イ）サービス

上述のとおり EU 将来関係交渉指針において EU は、サービス貿易に関し、EU にとって英国が第三国となり、英国と EU が規制、統制、執行、司法枠組みを共有しないことと両立する限りで、サービス提供者の設立に関する権利を含め、サービスの受け入れ国の規制に基づくサービス提供を認めるとしている。また当該 EU 将来関係交渉指針は、社会経済協力の文脈で、運輸サービスに関しては、英国の EU 離脱後も、継続して英国と EU 間の接続を確保することが目的とされ、これは航空運送に関しては、安全及び保安に関する合意を通じて実現され、また（海運・陸運等の）そのほかのモードの運送においても、厳しい競争が行われるこの分野において平等な条件を保障しながら、実現される旨言及している。

これに対し将来関係英国白書は、英国のようなサービスを基本とする経済にとって重要な、サービスに関する規制権限の柔軟な運用の範囲を認める新たな枠組みを提案する、とし、これによって英国と EU は相互にそれぞれの市場に対して現在のレベルのようなアクセスを有することはない、としている<sup>69</sup>。さらに同白書は、国際貿易の原理と EU の締結している貿易協定の前例に基づき、また英国と EU の固

68 [https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/180208-notice-withdrawal-uk-asset-management\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/180208-notice-withdrawal-uk-asset-management_en.pdf).

69 Chap. 1, para.48.

有の現状を踏まえ、次の要素を含むものとすることを提案する、としている<sup>70</sup>。

- (a) 拠点の設置、投資及び越境のサービス提供に関し、事前に合意され認められたものを除いて、差別的取り扱いや非差別的な障壁の導入を最小限にする旨の一般的規律
- (b) 英国と EU 間をまたぐ、専門的職業者によるサービスの提供を可能にする、専門的職業に関する相互承認の制度
- (c) 専門職及び商業サービスのための、互恵的な追加的枠組み
- (d) 金融サービスに関する新たな経済的規制に関する枠組み

上記のうち第一の一般的規律に関し同白書において英国は、広範なサービス分野をカバーする、合意された場合を除いて正当化できない障壁や差別にサービス提供者や投資家があうことなく、多くのサービス分野において事業を行うことができることを保障する枠組みを提案したいとし、特に以下の内容を追求したいとしている<sup>71</sup>。

- a) WTO のサービス貿易に関する一般協定（GATS）の義務を踏まえて、広範なサービス分野とサービスのモードを含むこと
- b) 一国から他国にサービスを提供するサービス提供者の数を明示的に制限する制限の排除を含む、市場アクセスに関する深い約束をすること
- c) 例外を最小限として、地元のサービス提供者と同等の待遇を外国のサービス提供者がうけることを保障する、内国民待遇に関する深い約束をすること
- d) 支払いや資金移動に関するものを含む、日々の事業の実施に必要とされる、金融資産の自由で適時の移動を保障すること
- e) すべての規制は必要で比例原則に基づくことを確保する、国内規制に関する最高の枠組みを定めること

第二の専門的職業に関する相互承認の制度に関し同白書において英国は、将来関係交渉指針で EU が示した、将来の英国と EU の連携関係においては、専門的職業に関する承認についての、野心的な条項が含まれなくてはならないとする立場に同意する<sup>72</sup>としている。

---

70 Chap. 1, para.49. ここで述べるうちの (d) については、本稿上記 (4) で述べた。

71 Chap. 1, para.52.

72 Chap. 1, para.54. この部分は、EU の将来関係交渉指針 Para.10. を参照していると解される。またここで英国は、特に、北アイルランドとアイルランドの関係では、保健、教育、検疫・食品安全についてこの点に関わる、としている。



さらにこの部分で英国は、この点は EU カナダ包括的経済貿易協定（CETA）のような前例に拘束されてはならないとしつつ、次の提案をすとしてしている<sup>73</sup>。

- a) EU の資格の相互承認指令（Mutual Recognition of Qualification Directive）の規定範囲と同一の範囲の職業資格をカバーするような、広範囲を対象とする。
- b) 越境で使われているもののうち、永続的、一時的、両方のものを対象とする。
- c) 専門職業従事者が、必要な要件を満たしている旨を示すことが出来る、あるいは、資格要件もしくは訓練に関して重要な相違がある場合には、適切な追加的対応を取ることで対応できるようにする、予測可能で、比例的な手続を設ける。
- d) 専門職の資格基準に関する違反や、資格要件の変更のレビューに関する情報交換を行うために、規制当局間で、透明性のある協力関係を設ける。

第三の専門職業及び商業サービスの枠組みに関し同白書において英国は、一般的なサービスに関する規律に加えて、法律サービスの提供に関し英国と EU の法律家が共同でサービスを提供することを認めることや、会計事務所の英国と EU の共同保有を認めることを含む、追加的な規律を定めることを提案している<sup>74</sup>。

上記の他将来関係英国白書において英国は、運輸、エネルギー、民事司法協力、知的財産、監査・会計を含む多くの領域において英国と EU の経済は密接に関連しているとし、EU 加盟国は単一市場の構成員であることから、これらの領域において緊密な関係を有している一方で、英国が EU から離脱すると、英国と EU 間で再度これらに関する規律と同様の規律を定めることは出来ないことは理解している、としつつ、これらの分野において、単一市場外で緊密な関係を構築した前例はあると指摘している。そこで英国は、英国と EU 相互の利益の観点から、将来の英国と EU の関係に関し、これらの前例を参照することを提案すとしてしている。なおこの点に関する英国の提案は、以下を含むとしてしている<sup>75</sup>。

- a) 英国が欧州航空安全機関（EASA）に参加することに加え、英国と EU の領域内で、英国と EU の間における相互主義に基づく自由な航空アクセスの維持を

---

73 Chap. 1, para.55.

74 Chap. 1, para.57. ここで英国は、当該追加的規律は、単一市場のメンバーシップに関する規律を際規定するようなものとするつもりはなく、英国と EU の専門職業及び商業サービス提供者は、現状とは異なる状況におかれることになる、としてしている。

75 Chap. 1, para.127-128.

追求する航空運輸協定（Air Transport Agreement）<sup>76</sup>の締結

- b) 英国と EU の物品運送業者及び旅客運送事業者による相互アクセスを含む、道路運送に関する可能性の追求<sup>77</sup>
- c) 欧州海上保安機関（European Maritime Safety Agency）とのものを含む、海上運送に関する協力<sup>78, 79</sup>
- d) 英仏海峡トンネル及びベルファストーダブリン鉄道におけるサービス提供の継続支援のための、関係国間の二国間鉄道合意<sup>80</sup>
- e) アイルランド島等に関する単一電力市場（Single Electricity Market）の維持等、将来のエネルギー関係の検討<sup>81</sup>
- f) 英国と EURATOM 間の包括的原子力協力協定（NCA）に基づく新たな原子力

---

76 詳細に関し Chap. 1, para.129-132.

77 詳細に関し Chap. 1, para.133-134.

78 詳細に関し Chap. 1, para.135.

79 この点に関連して2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の海運に係る安全性に関する報告の免除の取り扱い（Getting an exemption from maritime security notifications if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/getting-an-exemption-from-maritime-security-notifications-if-theres-no-brexite-deal>）は、EU 加盟国の港に入港する船舶に対して事前に提供することが求められていた安全性に関わる情報の報告義務に関する、EU 加盟国による報告義務の免除について、EU から英国が離脱すると、EU の港に英国から来港する船舶に対して EU 加盟国は当該免除を認めることが出来なくなり、英国から EU の港に入港する船舶は事前に一定の安全に関する情報を報告することが求められることになる旨述べている。

80 詳細に関し Chap. 1, para.136.

81 詳細に関し Chap. 1, para.137-142. この点に関し将来関係英国白書は、電力及びガスの貿易、EU の諸機関との協力、市場オペレーション支援のためのデータ共有等に関する枠組みを含む、広範に及ぶエネルギーに関する協力を英国は EU と有したい旨言及している（Chap. 1, para.139.）。

関係<sup>82, 83</sup>

- 82 詳細に関し Chap. 1, para.143-144. この点に関し将来関係英国白書において英国は、これまで EURATOM が第三国との間で有していたとの関係よりも包括的で広範囲に及ぶ新たな関係を英国と EURATOM との関係で構築し、最先端で責任のある民生用原子力国としての英国の立場を維持することに資する緊密な関係を EURATOM との間で構築したい、としている (Chap. 1, para.143)。なお具体的に英国は、当該新たな関係は、英国と EURATOM 間で締結する以下のような要素を含む、原子力協力協定 (NCA) に基づくものでなければならず、としている (Chap. 1, para.144)。
- a) 技術情報の交換や、立法もしくは規制の変更に関する共同研究や協議等を可能にする、英国の安全性に関する規制当局 (Office for Nuclear Regulation) と EURATOM 間の協力メカニズムを設けること
  - b) 野心的な科学・イノベーションに関する合意の一部として、EURATOM の研究・トレーニングプログラムへの英国の関与について規定すること
  - c) 英国との間で存在する現状の原子力供給契約を英国の EU 離脱後も有効とするか、あるいは英国の EU 離脱までに、断絶なくそれを再承認することによる、原子力原料の供給に関する契約枠組みの継続性の確保
  - d) 機微な放射性物質、装備及び技術の英国と EURATOM 加盟国間の貿易及び移転に関する障壁の最小化と輸出管理枠組みの簡易化
  - e) 欧州共同体における緊急の放射性物質に関する情報交換枠組み (European Community Urgent Radiological Information Exchange (ECURIE)) や欧州における放射性物質に関するデータ交換プラットフォーム (European Radiological Data Exchange Platform (EURDEP)) のような EU の枠組みへの英国の参加を通じて、放射能事象やモニタリングに関する通知や情報の共有に関する枠組みを継続させることを含む、原子力に関する安全についての技術協力に関して定めること
  - f) 医療用放射線アイソトープの供給に関する欧州における監視枠組み (European Observatory on the Supply of Medical Radioisotopes) における英国の協力と情報共有の継続
- 83 この点に関し、2018年8月23日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の民生用原子力規制 (Civil nuclear regulation if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/civil-nuclear-regulation-if-theres-no-brexit-deal>) は、次の点を指摘している。
- 英国の EU 離脱以降、英国においては、原子力規制庁 (Office for Nuclear Regulation) による新しい原子力関係の安全制度が適用されることになり、事業者はそれに従うことが求められる (当該制度案に関する事業者等からの意見募集が行われている)。
  - 英国の EU 離脱以降、英国に所在する特別核分裂性物質 (special fissile material) に対する EURATOM による所管は終了するが、事業者の当該特別核分裂性物質に対する法的権利は影響を受けない。
  - 英国の EU 離脱以降の原子力原料の供給に関する契約に関し、英国においてはユーラトム供給庁 (EURATOM Supply Agency) の承認は必要なくなるが、EU27加盟国においては、従前通り、求められる。なお、英国籍の事業者と EU27加盟国籍の事業者の両者の関与する供給契約等のいくつかの種類の契約については、ユーラトム供給庁の再承認が求められる場合があり得る。
  - 英国の EU 離脱以降も、従前の EU 規則による規制同様、一定の種類の高感度原子力原料や設備・装置については、輸出許可が求められる。
  - 英国の EU 離脱以降、原子力原料等の英国への輸入許可に関する制度が設定される予定であり、当該制度によれば一定の原子力原料等について輸入許可の取得が求められることになる可能性がある。
  - 英国の EU 離脱以降、英国と関係国との間における原子力に係る貿易あるいは協力を継

- g) ルガーノ協定（Lugano Convention）への加盟及び EU との新たな民事司法協  
力に係る新たな二国間協定の検討<sup>84</sup>
- h) 統一特許裁判所（Unified Patent Court）及び統一特許システム（unitary patent  
system）への参加を含む、知的財産に関する制度の検討<sup>85</sup>
- i) 移行期間終了までの EU の監査及び第三国会計制度の下での同等性及び適切性  
に関する決定の追求<sup>86</sup>

周知のとおり現代の経済活動では、物品貿易とサービス貿易が密接な関係がある  
ことから、例えば物品貿易で関税 0 % を追求し、それから生じる効用を最大化する  
ためにはそれに関わるサービス貿易の自由化も追求する必要がある<sup>87</sup>。英国と EU に  
おいては、欧州における英国市民及び EU 市民等の効用の最大化の観点から欧州に  
おいて実現されることが望まれる経済システムの実現を追求することが望まれる。

### （ウ）資金移動

資金移動の自由の確保に関し、2018年 2 月 8 日に EU がステークホルダー向けに  
発出した注意喚起「銀行及び支払いサービス（WITHDRAWAL OF THE UNITED  
KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF BANKING AND PAYMENT

---

統できるよう、原子力協力協定に関する交渉を優先国との間で進めている。

- 現在 EU 指令の規制の下で、複数の EU 加盟国の使用済み燃料・原子力廃棄物の再処理  
を英国が行っており、英国政府としては、EURATOM 脱退以降も、現状の契約に従って  
これを継続する。なおこの点に関し、事業者の締結している契約がユーラトム供給庁の  
承認の下にある契約の場合見直し・再承認が必要な場合がある。また英国と EU 間に  
おけるこれらの搬送については、英国及び EU27加盟国の承認が求められる。
- 英国の EU 離脱以降、EURATOM 条約第37条に基づく、放射性廃棄物の廃棄計画に関す  
る報告・通知の義務は、英国に適用されなくなり、これによって事業者は、放射性廃  
棄物廃棄計画について欧州委員会の許可を取得する必要はなくなる。この点に関する将来  
の対応について英国政府はステークホルダーと協議する予定。
- 英国の EU 離脱以降、EURATOM 条約第41条に基づく、原子力に関する投資に係る欧州  
委員会への通知義務は、英国国内で行われる民生用原子力に係る投資に関しては適用され  
なくなる。
- EU 理事会規則（Council Regulation 1493/93/Euratom）に基づく、EU 加盟国間で放射性線  
源を移送する際、その保有者は、移送先から安全な保管、使用、廃棄をする旨の書面に  
よる宣言を取り付けなければならない、とする義務は、英国の EU 離脱まで英国の事業  
者に適用される。英国の EU 離脱以降について英国政府は、後刻対応を公示する。

84 詳細に関し Chap. 1, para.145-148.

85 詳細に関し本稿本節（9）参照。

86 詳細に関し Chap. 1, para.153-154.

87 この点に関しては、具体的に例えば関税が 0 % とされたとしても、各種産品・製品の運  
輸に係る障壁があれば、当該関税の削減は不十分にしかならぬ経済的効用の向上に寄与しないこ  
となどを指摘することが出来る。

SERVICES)』<sup>88</sup>は、銀行サービス、支払いサービス及び e-money 発行サービスを提供する英国の事業体は、英国の EU 離脱後、EU 内でサービスを提供する、あるいは活動することは出来ず、また EU 加盟国における支店や代理人の設置に関し第三国として扱われる旨指摘している。このことからすると、いわゆる Hard Brexit が生じた場合、英国と EU 間の資金移動に事実上一定の影響が及ぶことになることが予想される。

上記のサービス貿易と同様、今日の製品の製造、販売、それを行う生産組織の構築・運営等のあらゆる経済活動には、資金移動が、ほとんどの場合必ず付随する。このことを踏まえると、もとより一定の規制は必要であるが、資金移動の自由の不合理的で不必要な制限が英国国民や EU 市民の経済的な効用を上げるとは考えがたいので、この点を踏まえた欧州あるいは世界の資金の効率的・効果的な利用の観点から、欧州における理想的な資金移動のあり方に関し検討し制度設計をすることが、英国及び EU に求められると考える。

#### （6）配当課税などグループ企業間の資金移転に係る非課税の維持・クロスボーダーの組織再編の自由の維持

日本政府メッセージは、英国でグループ企業間における配当・利子・ロイヤルティ支払いに関する源泉税免除が適用されなくなることや、（これまで認められた非課税措置が適用されなくなる等）クロスボーダーの組織再編に一定の制約が生じることに関する懸念が示されていることに言及した。

前者のグループ企業間の資金移転に係る非課税に関し、たとえば EU 将来関係交渉指針のパラ12は、英国と EU の関係について、課税措置に関するレベルを下げることを通じて英国が不公正な競争における優位を得ることに対する EU の警戒が示されており、この点では、税免除に関する懸念は必ずしも当たらないとも解される。他方で英国の EU 離脱以降、英国や EU 内での政策決定過程におけるパワーバランスは当然変化すると解されることから、引き続き英国と EU の動きに注視することが必要である<sup>89</sup>。また、もとより適正な政治過程を通じた政治的決定は尊重されるべきであるが、政治におけるパワーバランスの反映に止まらない、経済的合理性を

88 [https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/180208-notice-withdrawal-uk-banking-services\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/180208-notice-withdrawal-uk-banking-services_en.pdf).

89 この点に関連して、上田廣美「EU 法上の「資本の自由移動」と源泉徴収による配当課税の整合性」亜細亜法学51巻1号218頁（2016）。

含む合理的な政治決定が英国及び EU でなされることが強く期待される。

後者の組織再編の自由に関しては、2017年11月21日に EU がステークホルダー向けに発出した注意喚起「会社法（WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES ON COMPANY LAW）」は、英国の EU 離脱において、他意の合意が英国と EU 間でなされない場合、英国で設立された会社は第三国企業になり、従って欧州連合運営条約第54条の定める EU 加盟国の企業ではなくなって、このことから英国で設立された会社の法人格を EU 加盟国は、自動的に認める義務を負わないことになる旨や、「EU 企業（European Company; SE）」は英国では使えなくなること等について言及しており、この点等からすると、英国と EU における企業の組織に関連して、何らかの影響が生じる可能性があると考えられる<sup>90</sup>。

経済・社会情勢の変化が早い今日においては、クロスボーダーにおける組織再編を柔軟に認め、便宜を図ることが合理的な経営のための組織デザインを企業にさせるために有益であり、翻って欧州における経済の活性化に貢献する。今後、英国の EU 離脱を契機として、英国・EU においては会社の組織や活動に係る法令の調整が行われることになると考えられるが、その際には、欧州における経済の活性化に貢献する柔軟な企業の組織の形成と活動を許容する制度を維持することが望ましいと考えられる。

### （7）離脱前に認められていたライセンスの維持

この点に関し日本政府メッセージは、（風力発電所建設用船舶の操業ライセンスなど）離脱前に認められていたライセンスを始めとする企業の権利が離脱後も失効せず維持できることを要望すること、また、離脱後も、英国で取得したライセンスに基づき企業が EU でも操業できることを要望することについて言及した。

これまでに EU がステークホルダー向けに発出した注意喚起のうちの許認可やライセンス等に関わるものの少なくないものにおいては、英国の EU 離脱後は、英国

---

90 この点に関し2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の合併の審査及び反競争的行為（Merger review and anti-competitive activity if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/merger-review-and-anti-competitive-activity-if-theres-no-brexite-deal>）は、EU 離脱によって英国は EU の競争法の枠組みから離脱するが、英国政府は、英国の EU 離脱による必要な調整を行う以上に、英国の競争法の枠組みを変更する予定は無いこと、他方で、企業合併や反競争的行為等について、英国の競争市場庁（Competition and Market Authority）と欧州委員会の二つの機関からの審査を受ける可能性があること等を述べている。

の当局によって発行された EU 法に基づく許認可やライセンスは失効する旨が言及されている<sup>91, 92, 93</sup>。英国が EU から離脱するのに伴い英国は、EU 法に基づく権限を行使する権限を失い、またその義務を負わなくなることから、英国政府が EU 法に基づいて許認可やライセンスを出すことはなくなるとすることには一定の合理性がある。他方で、例えば離脱協定案第25条において専門職資格が英国の EU 離脱後も有効とされているように、この点に関し何らかの対応をした例はあり、既存の許認可やライセンスに関して、英国の EU 離脱後も有効とするグランドファザリングを行う、許認可やライセンスに有効期限がある場合、当該有効期限までは有効とする、許認可やライセンスを取り直さなければならない場合であっても、簡易な手続を適用する等の対応を検討する、またライセンスの相互承認等の制度を整備するなどの対応を可能な限り取ることが合理的と考えられる<sup>94</sup>。

91 この点に関し、拙稿「英国の欧州連合 (EU) 離脱に係る EU 発出のステークホルダー向け注意喚起の概要」筑波法政第75号15頁 (2018) ([https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=47634&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=83](https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=47634&item_no=1&page_id=13&block_id=83))。

92 この点に関し、2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の運転免許の扱い (Driving in the EU if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/driving-in-the-eu-if-theres-no-brexit-deal>) は、英国の EU 離脱において英国と EU 間で何らの合意も成立しない場合、英国国民は、EU 域内において運転する際、一般の国際免許 (International Driving Permit: IDP) の取得が求められる可能性があるとしている。

他方で英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の船員免許の承認 (Recognition of seafarer certificates of competency if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/recognition-of-seafarer-certificates-of-competency-if-theres-no-brexit-deal>) は、英国の EU 離脱以降も、英国の EU 離脱以前に EU 加盟国に有効である旨承認された英国の船員資格証明は、当該証明の有効期限までは有効であること、また英国の EU 離脱以降も、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 (STCW 条約) の加盟国としての英国の地位は変わらず、当該条約に基づき英国は次の対応を取ることを述べている。

◆ EU から離脱以降も英国は、現在英国が承認している、EU 及び EEA が発効したものを含む、船員資格の証明の承認を継続する。

◆ STCW 条約に基づく、EU による、英国の発行する船員資格の証明の第三国承認を追求する。

93 この点に関し、2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の石油及び天然ガス事業の扱い (Running an oil or gas business if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/running-an-oil-or-gas-business-if-theres-no-brexit-deal>) は、炭化水素エネルギー関係のライセンスあるいはそれに関する環境保護に関する既存の枠組みは、(一般的には) 継続して適用される旨述べている。

94 この点に関し、本稿でいくつか紹介しているが、2018年8月23日に英国政府が発出した一連の英国技術的通知 (<https://www.gov.uk/government/collections/how-to-prepare-if-the-uk-leaves-the-eu-with-no-deal>) では、このような措置が取られており、評価に値する。

## （8）情報保護の水準とデータ移転の自由の維持

日本政府メッセージは、EU のデータ保護法制から英国が外れることにより、英国と大陸欧州の間の個人情報の移転が困難になるおそれがあることから、情報保護の水準とデータ移転の自由の維持を要望すること、また日・英・EU 三者間でデータ移転の円滑化に関する緊密な連携を要望することについて言及した。なお日本政府メッセージは、英国のみに対する追加的要望事項として、EU のデータ保護法制から外れた英国が定める独自のデータ保護法制により情報の自由な移転が阻害されることを懸念している点にも言及した。

この点に関し離脱協定案は、第66条から第70条まで規定をおり、第67条においては EU 法が英国に適用される旨が EU より提案されている。当該規定は未だ英国と EU 間で合意されていないが、2018年5月23日英国は、2018年データ保護法を制定し、当該法律において EU の一般情報保護規則（GDPR）と同様の個人情報を含む情報の保護を行うこととしている<sup>95</sup>。このことからすると、少なくとも英国の理解では EU と同等の情報保護制度が実現されており、あとはどのように英国と EU 間の情報保護の水準の同等性を確認し、情報の移転を行えるようにするかを確認する手続の問題が残ることになる。なお EU 将来関係交渉指針のパラ14は、英国と EU の将来の関係に関する協定には、データに関する規定が含まれるべきとしており、特に個人情報については、EU 法に従って、EU の保護水準と基本的に同等とするべきとしている。

他方でこの点に関し将来関係英国白書は、英国と EU の間において情報サービスの取引は重要であることから、英国の EU 離脱以降英国は EU のデジタル単一市場の一部ではなくなるが、EU 及び世界と英国は野心的なデジタル貿易に関する政策を策定したいとして、具体的には以下の点をカバーしたいとしている<sup>96</sup>。

### a) デジタル貿易及び e- コマース<sup>97</sup>

95 [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/711162/2018-05-23\\_Factsheet\\_1\\_-\\_Act\\_overview.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/711162/2018-05-23_Factsheet_1_-_Act_overview.pdf)

96 Chap. 1, para.93.

97 この点に関し将来関係英国白書は、英国の提案は次の事項を含むとしている（Chap. 1, para.96.）。

- －越境のデータ流通の障害の排除・阻止を規定することを通じて、越境のデータ流通を確保すること
- －インターネットが安全で開かれたものであることを確保する世界的な努力をリードするために EU と協力しつつ、自由で、開放的で、安全なインターネットを確保すること
- －その安全性、信頼性及び越境の際の簡便性を確保しつつ、電子 ID とその認証のフォーム



b) 電気通信及びデジタルインフラ<sup>98-100</sup>

c) デジタル技術<sup>101</sup>

d) 放送<sup>102</sup>

またこの点に関し英国は、めまぐるしく展開し発展するこの分野の動向を反映し

---

の同等性を認めること

98 この点に関し将来関係英国白書において英国は、英国と EU は、競争に関する規制の改革やネット中立性の分野に係る規制の改良についての共通の歴史を有し、これを通じて消費者の利益、競争及び投資を促進してきていることから、これを踏まえて、次の事項を提案する、としている（Chap. 1, para.98.）。

－公共の電気通信サービス及びネットワークに、英国及び EU の事業者が、公平、平等及び競争的にアクセスすることを認めるために、開放的で自由な電気通信分野に共同してコミットすること

－英国と EU の（情報）インフラが、強靱で回復力を有し、かつオンラインもしくは情報インフラに対する脅威への対応が出来るように、サイバー上の脅威に関する情報を継続的に共有すること

99 この点に関し2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の電気通信事業者の対応（What telecoms businesses should do if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/what-telecoms-businesses-should-do-if-theres-no-brexite-deal>）は、いわゆる欧州電気通信コード（European Electronic Communication Code）を含め、EU 伝来の規制枠組みを英国政府は英国法に受入れていることから、2019年3月以降も、大きな影響が事業者が生じるとは英国政府は考えていない旨等を述べている。

100 この点に関し2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の移動体通信のローミング（Mobile roaming if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/mobile-roaming-if-theres-no-brexite-deal>）は、現状の EU 法に基づくローミングにかかる料金請求の上限規制は、英国が EU を離脱すると、EU の通信事業者による英国の通信事業者に対する請求には課されないことになるが、この点については、英国の国内法による規制をかける、あるいは通信事業者間の合意により対応することが期待される、等があり得ること等を述べている。

101 将来関係英国白書において英国は、AI 等の新技術の開発は重要であり、かつこれらは非関税障壁に対して脆弱であることから、英国は、新技術の開発に関する将来に向けた共通の目標を実現するための新しい規制に関する協力について英国と EU が共に取り組むことを提案するとしている。

102 将来関係英国白書において英国は、EU から離脱することから発信国主義は英国に適用されなくなるとし、この点に関し英国は、可能な限り最良の規制に関する協力のための枠組みを求めるとしている。

なお同白書は、欧州で制作された作品を普及し、文化的一体性を保護するための European Works の枠組みは、EU 加盟国及び欧州評議会の越境テレビに関する欧州条約（European Convention on Transfrontier Television of the Council of Europe (CTT)）加盟国に適用されるが、英国の EU 離脱後も、英国の作品は当該条約における European Works とされる、としている（Chap. 1, para.103-104.）。なおこの点に関し、同様の記述をする資料として、2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の放送及びビデオ・オン・デマンドサービス（Broadcasting and video on demand if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/broadcasting-and-video-on-demand-if-theres-no-brexite-deal>）参照。

て、十分に迅速に動くことが出来かつ柔軟な継続的解決のための枠組みを形成することを提案し、さらに英国は、英国と EU 間の個人情報の自由な流通を確保する枠組みの形成を提案している<sup>103</sup>。

なお（個人）情報保護に関し同白書において英国は、英国と EU の将来の関係に関する協定において次の点を規定することが重要である、としている<sup>104</sup>。

- (i) 強い市民のプライバシー保護を伴う英国と EU 間の個人情報の継続的なやり取り
- (ii) 情報保護を所管する官庁間の継続的な協力の認容

上記のうち前者の英国と EU 間の個人情報の継続的なやり取りに関し同白書において英国は、EU の適切な枠組みが、データ保護に関する英国と EU 間の枠組みの構築のための適切な出発点となるが、それに止まるのではなく、英国と EU 間で情報移転に係る問題に関するリスクを最小化し、安定的な個人情報保護に関する枠組みを形成するために、明白で透明性のある対話枠組みを作ることと、英国の情報コミッショナーと EU の情報保護機関の間の規制協力を行うことを提案している<sup>105</sup>。なお英国は、すでに国内法において EU 一般データ保護規則（GDPR）等を受容していることから、最低でも移行期間の終了までの可能な限り早期に、英国と EU 間における情報移転の継続性を再確認するために、データ保護に関する合意をするための適切な評価に関する事前の議論を始める用意があるとしている<sup>106</sup>。

インターネットの世界的発展に伴って生じた情報ネットワーク社会の現出において、情報セキュリティや個人情報保護の確保は必要不可欠であるが、当然のことながら、情報ネットワーク社会から生じる効用を十分に最大化するためには、円滑な情報の流通が必要不可欠であり、個人情報保護や情報セキュリティの確保のためと

---

103 Chap. 1, para.94.

104 この点に関し2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の情報保護（Data protection if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/data-protection-if-theres-no-brexite-deal>）は、英国の EU 離脱以降、英国において求められる情報保護の水準が変更されることは直ちにはなく、また、英国から EU に情報を送付することは従前通り可能であるが、EU から英国に（個人）情報を送付するためには、英国における（個人）情報の保護レベルについて EU と同等であると欧州委員会が認める必要があるところ、この点に関する議論は未だ開始されておらず、この点に関する議論は英国が第三国になってからでなければ始められないというのが EU 側の立場である旨述べている。

105 Chap. 3, para.8.

106 Chap. 3, para.9.

いいながら、不必要・不合理・煩雑な行政手続を要求することは望ましいものではない。英国と EU においてはこの点を踏まえた適切な対応が強く望まれる。

次に日本と英国及び EU 間のデータ移転の円滑化については、2018年7月17日、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に関する最終合意がなされた<sup>107</sup>。今後は日本と EU それぞれにおいて、必要な国内手続をしていくことになる。地域的にいうならば、フィンランド等の北欧諸国やアイスランド、スイス等はあるものの、世界の ICT・IoT 等に関する技術や市場は、多くの場合北米及びアジアがリードしており、欧州全体としては必ずしも有力あるいは優勢なプレイヤーではない<sup>108</sup>。日本としては、世界の ICT・IoT 等の技術あるいは市場の動向を踏まえ、欧州市場の位置付けを十分に認識しながら、対応をしていくことが必要である。なおこの際には、特に、EU 加盟国の中でも ICT・IoT 等に関し先進国であった英国が EU から離脱した後、EU における ICT・IoT 等に関する規制の方向性がどうなるのか、どの加盟国が規制のあり方に関するイニシアティブを取るのか等を十分に認識しながら対応することが求められ、それを踏まえた EU との協力をデザインして行く必要がある。

### （9）統一的な知財の保護

日本政府メッセージは、離脱により、既に登録済みの欧州共同体意匠、欧州連合商標等の知的財産の権利及び効力に影響が出るとなると大きな混乱が生じることから、権利者に不利益が生じないように、離脱後も引き続き英国及び EU において統一的に保護されることを要望する旨を言及した。

この点に関して離脱協定案は、第50条から第57条までで規定しており、既に登録済みの知的財産権等が、EU 離脱後の英国において保護される旨等が定められることとされ、具体的な知的財産権の登録手続等についての部分を除いては、英国と EU 間でほぼ合意されている。

なお将来関係英国白書は、近時英国は、欧州統一特許裁判所協定（Unified Patent Court Agreement）を批准しており、今後英国は当該協定が法的に継続するよう、同

---

107 <https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/300717/>.

108 この点に関し、たとえば、総務省『情報通信白書（平成30年版）』（<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/index.html>）の「第1章 世界と日本の ICT」や World Economic Forum, GLOBAL INFORMATION TECHNOLOGY REPORT 2016（[http://www3.weforum.org/docs/GITR2016/WEF\\_GITR\\_Full\\_Report.pdf](http://www3.weforum.org/docs/GITR2016/WEF_GITR_Full_Report.pdf)）参照。

協定の他の締約国と協力する旨を述べている<sup>109</sup>。また同白書は、知的財産権に関する将来の協力枠組みは、権利者が英国・EUにおいて、あるいは英国・EU間で、それに基づいて権利を行使できる信頼性と安全性を提供する、重要な保護を権利者に与えるものとすべき、としている<sup>110</sup>。

#### (10) 英国・EU間の規制・規準の維持・調和

日本政府メッセージは、英・EU間における、(既に確立している相互承認や同等性の枠組みの維持を含む) 統一的な規制・基準の維持を要望する旨を述べた。

この点に関しEU将来関係交渉指針においては、上述のとおり貿易の技術的障害(TBT)及び衛生植物検疫措置(SPS)に関する規律が英国とEUの将来の関係に関する協定に含まれるべきとしているのみで、特に詳細な記述はない。

EUがステークホルダー向けに発出した注意喚起においては、例えば次の点が述べられている。

2018年1月22日に発出された「工業製品(WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF INDUSTRIAL PRODUCTS)」は、EU域内で販売される一部の製品については、市場に出す際に、一定の要件を満たす第三者(notified body)による適合性手続によって一定の要件への適合性を確認することが求められることがあるが、EUの規制上、当該第三者は、EU域内で設立されていることが求められ、英国のEU離脱以降、英国で設立された者は、この条件を満たさず、適合性評価手続を行えないことになる旨を述べている<sup>111</sup>。

次に例えば特に自動車等については、2018年2月8日に出された「自動車

---

109 Chap. 1, para.151.

110 Chap. 1, para.152.

111 この点に関し、2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国のEU離脱に関する交渉が不成立の際の特定の者の任命に関する義務の扱い(Appointing nominated persons to your business if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/appointing-nominated-persons-to-your-business-if-theres-no-brexit-deal>)は、EU法において、EU加盟国に所在しない製造業事業者の製造する製品(医療関係品や海洋関係器具等)や、化粧品(人間の健康にとって安全であることを保証することを含む、一定の義務を負う個人)に関して、特定の者を任命することが求められているところ、英国のEU離脱以降、英国に所在する者は、EU法の下でEU法が求める任命された特定の者とは見なされず、従って、製造業事業者の任命する者等に求められる役割を果たすことが出来ない、と指摘している。もっとも、他方で当該通知は、英国との関係においては、現在(製造業事業者等に任命された)特定の者は、(英国に所在しない場合でも)一定期間その役割を果たすことが出来る、としている(ただし新規に任命される者は、英国に所在しなければならない、とされている)。

(WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF TYPE-APPROVAL OF MOTOR VEHICLES)」は、EU において車を登録し、販売、あるいは使用するためには、EU 加盟国当局が出す EU 型式認定に適合していることを製造業者が証明することが求められるが、英国の EU 離脱後は、英国当局の発出する EU 型式認定に基づく製造業者の証明は認められないとしている。同様に自動車に関するものとして、同年3月28日に出された「車及びエンジン (WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF TYPE-APPROVAL OF CERTAIN VEHICLES AND ENGINES)」は、EU 規則上自動車は、加盟国当局によって発給される、EU の型式承認要件を満たしていることを宣言する証明書が製造業事業者によって添付されている場合のみ、上市することが出来、登録出来、サービスに用いることが出来るが、英国の EU 離脱以降、この規律は英国に適用されなくなり、従って英国の当局は、これらの規律の意味における当局でなくなるので、英国の当局は、上市の前提条件となる上記の承認を行う権限を持たないことになるとしている<sup>112</sup>。

この点に関し将来関係英国白書において英国は、工業製品に関し英国と EU 間で共通のルールを持つことは英国の利益になるとし、これまで英国は、EU 加盟国として EU のルール形成の役割を果たしてきたとしつつ、英国と EU 間のルールを構成するルールのデザインと適用の役割を負う EU の技術委員会に、投票に参加することはないとしつつも、積極的に参加することを英国は追求するとし、これによって英国の専門家は、個別製品に関わる決定を支援する専門的意見の準備を含め、EU の機関の支援のために、その専門性と能力を生かすことが出来るとしている<sup>113</sup>。

また同白書は、これまで英国は、EU あるいは世界にかかわらず、製品にかかるルールや諸基準の統合の積極的な支持者であったことを指摘しつつ、英国と EU が共通のルールを持つということは、任意の EN 規格 (European Standard) が EU のルールを支持している場合、英国規格協会 (BSI) は独自の規格を推進することはでき

---

112 この点に関し2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の新車及び商用バンの CO2排出に係る報告の扱い (Reporting CO2 emissions for new cars and vans if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/reporting-co2-emissions-for-new-cars-and-vans-if-theres-no-brexit-deal>) は、英国の EU 離脱以降、新車及び商用バンの CO2排出に係る EU 法に基づく規制は、英国法に受容され、従前欧州委員会が所管していた役割は、英国運輸省 (Department of Transport: DfT) が引き続き果たすことになること等を述べている。

113 Chap. 1, para.26.

ないが、統一基準モデル (single standard model) を適用する能力を BSI が有することにはなるとしている。さらに同白書は、このように英国と EU が共通のルールを持つことにより、欧州標準化機構 (European Standards Organization (ESO)) によって、産業界からのインプットも受け、英国と EU は、一貫性を確保することができ、消費者は複数の基準に直面することなく、また英国は ESO をリードし EU とともに国際標準化機構 (ISO) 等の国際社会において基準の世界的な統合を進めることができるとしている<sup>114</sup>。

なお同白書は、生産者は英国あるいは EU の市場のいずれかに製品を出す際には、一つの手続きのみを要求されるべきで、このような扱いはすべての関連するコンプライアンスにかかる行為に関して実現されるべきであり、このように手続を単一にすることは、医薬品、化学品、航空機器等の高度に規制されている領域にかかる基準を所管する組織に英国が関与することにより実現できるとしている<sup>115-117</sup>。

114 Chap. 1, para.27.

115 Chap. 1, para.28.

116 なお同白書は、英国の提案は、以下を含む製品のコンプライアンスにかかるすべての行為に適用されるべきとしている (Chap. 1, para.29)。

- a) 要求事項への製品の適合性を確認するための試験
- b) 適合性評価機関の認証手続
- c) 優良試験所基準 (GLP) や適正製造基準 (GMP) などの製造工程あるいは品質検定手続
- d) 高リスク製品に係る「責任ある者 (responsible person)」等の特定の個人の役割
- e) その固有の状況を反映している人間あるいは動物のための、医薬品の特別な提供
- f) 免許手続等

117 この点に関し2018年8月23日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の医薬品の試験 (Batch testing medicines if there's no Brexit deal)」 (<https://www.gov.uk/government/publications/batch-testing-medicines-if-theres-no-brexite-deal>) は、医薬品の構成を確認する性質・規格 (配合) 試験に関し、EU 離脱以降も英国は、英国医薬品・医療製品規制庁 (MHRA) の作成する (EU 加盟国を掲載する) リストに記載される国における試験の結果を受入れること、英国においては、医薬品の試験の適正さと、上市のための基準並びに適正製造規範 (GMP) ガイドラインが満たされている旨を一定の資格を有する者 (Qualified Person: QP) が証明することを求めているが、それを行う者 (QP) についても、同様の対応を取ること、を述べている。

また英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の医薬品、医療器具並びに治験に関する規制 (How medicines, medical devices and clinical trials would be regulated if there's no Brexit deal)」 (<https://www.gov.uk/government/publications/how-medicines-medical-devices-and-clinical-trials-would-be-regulated-if-theres-no-brexite-deal>) は、次の点を述べている。

#### 1. 医薬品

英国と EU 間で離脱交渉が調わない場合、EU の規制制度は英国に適用されなくなり、現在 EU が所管している役割を英国医薬品・医療製品規制庁 (MHRA) が果たすことになる。この点に関し MHRA は、関連法制の変更に関し、パブリック・コンサルテーションをすることになっている。(以上に続いて当該英国技術的通知は、すでに欧州医薬品庁 (European Medical Agency) の承認を得ている新薬は、2019年3月29日に英国政府による

上市の承認を得たものとされること、英国の EU 離脱以降の新薬承認申請は MHRA になされることになること、相互承認等によって上市を認められている医薬品の承認は、英国の EU 離脱の影響を受けないこと、英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際、承認手続きの途中にあった医薬品は、当該手続きによっては承認されないが、欧州医薬品庁（European Medical Agency:EMA）における審査過程の内容が、英国における新たな審査過程で考慮されること、上市の承認（Marketing Authorisation）に係るデータと市場における排他性は変更されないこと、ジェネリック医薬品に係る参照医薬品に関し、EU で承認された医薬品に係る情報が MHRA にないことから、英国で承認されている医薬品を参照医薬品とする必要があること、医薬品の安全性に関し要求される連絡先とされる個人の英国内所在要件については継続されること、その他小児用医薬品、希少疾病用の医薬品、先端医療医薬品（ATMP）、医薬品のパッケージや説明書の扱い、医薬品安全性監視（pharmacovigilance）、オンライン販売、GMP、GDP 等の Good x Practice、並行輸入等について記述している。）。

## 2. 医療器具

英国は、EU 市場のために医療機器に与えられた認証を承認し、将来それが変更される場合、新たな要求事項に企業が対応するために適切な期間を取ることとする。また英国は、EU で2020年5月から2022年まで順次適用される医療機器規則（Medical Device Regulation（MDR））及び体外診断用医薬品規則（in vitro diagnostic Regulation）の全ての主要な要素を遵守することとなっている。なお医療機器に関する EU の委員会における英国の参加はなくなる（以上に続いて当該英国技術的通知は、一定期間の間、医療器具に関する CE マークを認めることや、市場化後安全監視（post market surveillance）について記述している。）。

## 3. 治験

英国の EU 離脱以降も、EU の関連する規則は英国の国内法を通じて英国に適用される。なお EU の治験規則（Clinical Trials Regulation（CTR）536/2014）は英国には適用されないが、遅滞なく、可能な限り、通常の議会手続を経て、英国でも整合性を確保する予定である（以上に続いて当該英国技術的通知は、治験の申請は従前どおり MHRA で扱うこと、英国内所在要件の要求は継続されること等について記述している。）。

また英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の医薬品・医療器具等に係る規制情報の提出の扱い（Submitting regulatory information on medical products if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/submitting-regulatory-information-on-medical-products-if-theres-no-brexit-deal>）は、英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際、英国は EU の医薬品・医療機器に係る規制ネットワークから外れることから、そこで共有されている情報等は共有されず、英国は独自の規制を適用することになり、そのことから事業者等に求められる規制に係る情報の提出先は英国医薬品・医療製品規制庁（MHRA）となること等について述べている。

なお英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の移植臓器、皮膚及び細胞等の品質及び安全性管理（Quality and safety of organs, tissues and cells if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/quality-and-safety-of-organs-tissues-and-cells-if-theres-no-brexit-deal>）は、英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際、EU の規律は英国に適用されなくなるが、規律の内容は英国法を通じて英国に適用されることとなっていて、安全性のレベルに変更はないこと、英国と EU 間における移植臓器等の移動を行うためには、英国が EU にとって第三国になることに伴い、英国と EU の関係機関間で書面により合意することが必要となることから、この点についての制度の整備を行っていること等について述べている。

また英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の血液及び血液製剤の安全性の確保（Ensuring blood and blood products are safe if there's no Brexit deal）」（<https://>

さらに農産物、食品及び魚産物に関し同白書は、人間、動物及び植物の健全性に係る衛生植物検疫措置（SPS）に係る国境措置に関し、英国とEUは世界基準の共通基準を有し、将来的にはさらに高い水準の基準を実現するようになるとしている<sup>118, 119</sup>。

他方で同白書は、表示やラベリング等のマーケティングに係る規制については、英国とEUで共通のルールを持つ必要がないことから、英国市場の状況に合わせて英国独自の規制を行う、としている<sup>120</sup>。もっとも同時に同白書は、EUが、有機生産物等に関し、多くの国と同等性評価の枠組みあるいは合意をしていることを指摘し、同様に英国も広範囲の食品に係るルールについての同等性評価に関する枠組み

---

www.gov.uk/government/publications/ensuring-blood-and-blood-products-are-safe-if-theres-no-brexite-deal) は、英国は血液及び血液製剤を自給できていること、これらに関する英国の基準は、現状においてはEUの基準を満たしており、またこれらのEUとの輸出入に際しては、EUの規則の定める基準を満たすことが求められること等を述べている。

以上の他英国技術的通知「英国のEU離脱に関する交渉が不成立の際の医薬前駆体の扱い（Trading in drug precursors if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/trading-in-drug-precursors-if-theres-no-brexite-deal>）は、英国のEU離脱に関する交渉が不成立の際は、EUとの関係で英国は第三国となることから、EUの規律は英国に適用されなくなり（ただし英国法に受容された限りで英国法として適用される）、EUに医薬前駆体を輸出する際には、第三国の事業者に求められる免許と登録が求められることになること等を述べている。

118 Chap. 1, para.35.

119 この点に関し2018年9月13日に英国政府が発出した以下の英国技術的通知は、EU離脱以降も、環境保護基準を維持することを英国政府は約束していること等を述べている。

- ◆「英国のEU離脱に関する交渉が不成立の際の環境保護基準の維持（Upholding environmental standards if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/upholding-environmental-standards-if-theres-no-brexite-deal>）
- ◆「英国のEU離脱に関する交渉が不成立の際の産業廃棄物の扱い（Industrial emissions standards ('best available techniques') if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/industrial-emissions-standards-best-available-techniques-if-theres-no-brexite-deal>）
- ◆「英国のEU離脱に関する交渉が不成立の際のフッ素化ガス及びオゾン層破壊物質の利用と取引（Using and trading in fluorinated gases and ozone depleting substances if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/using-and-trading-in-fluorinated-gases-and-ozone-depleting-substances-if-theres-no-brexite-deal>）

120 この点に関し2018年8月23日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国のEU離脱に関する交渉が不成立の際のたばこ及び電子たばこのラベルの扱い（Labelling tobacco products and e-cigarettes if there's no Brexit deal）」（<https://www.gov.uk/government/publications/labelling-tobacco-products-and-e-cigarettes-if-theres-no-brexite-deal>）は、英国のEU離脱以降もEUの関連する指令を受けて制定された英国の関連法に基づいて、同様の規律が英国では適用されるが、たばこに関する注意を喚起するための図柄の著作権は欧州委員会が保持していることから、それとは異なる図柄を作成して使うことになる旨言及している。



について、EU と合意することを望むとしている<sup>121-125</sup>。

日本政府メッセージが述べたとおり、上記の自動車やその他の分野における規制や基準認証に関し EU では、EU 全体としての統一的な制度があり、英国の EU 離脱後に英国が EU とは別の規制や認証を設けた場合、欧州進出日系企業を含む企業は、二重の対応が必要となり、無用な混乱、あるいは開発・生産コストや事務負担

121 Chap. 1, para.36-37.

122 この点に関し2018年8月23日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際のオーガニックフードの生産と加工 (Producing and processing organic food if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/producing-and-processing-organic-food-if-theres-no-brexit-deal>) は、英国の EU 離脱以降も、EU が英国を第三国として扱うことに起因する点を除いて、手続は変わらず、従って、日本等とのオーガニックフードの貿易手続にはほとんど障害は生じないとしている。なお、EU が英国を第三国として扱うことに起因する点としては、パッケージのロゴを変更する必要があること、英国の規制当局が第三国のオーガニック管理機関として EU の欧州委員会に承認されるまでは、英国の事業者の製品を英国の規制当局はオーガニック製品として証明できないこと、が挙げられている。

123 この点に関し2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の相互承認原則の下での取引 (Trading under the mutual recognition principle if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/trading-under-the-mutual-recognition-principle-if-theres-no-brexit-deal>) は、EU 離脱以降、英国は、EU 法の定める相互承認原則 (mutual recognition principle. 関連する規格の統合が図られていない一定の製品 (家具、繊維、自転車、家庭用品等) に関し、ある加盟国ですでに合法的に販売されている製品について、他の加盟国はその販売を禁止できないとする原則。) の適用範囲から外れることから、EU に該当する製品を輸出している英国の事業者は、当該製品が EU の各加盟国 (最初に輸入される国) の規格を満たすかを検討することが求められる、としている。

124 この点に関し2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の「新規アプローチ」の規制の下で取引される製品の扱い (Trading goods regulated under the 'New Approach' if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/trading-goods-regulated-under-the-new-approach-if-theres-no-brexit-deal>) は、英国ですでに上市されている製品及び EU の規格に合致している製品は、一定期間英国市場で販売できるとされる一方で、英国の機関で適合性評価を受けた結果は、EU では受け入れられないことから、EU の適合性評価機関で再評価されない限り EU 市場で上市できないこと、英国に所在する適合性評価機関は、英国市場のための適合性評価機関とされ、その評価を受けて製造業事業者は、新しい適合性評価マークを製品に付して上市することになること、すでに EU の適合性評価機関の評価を受けてそのマークを付している製品は一定期間は英国市場で上市できること、等を述べている。(なお本技術的通知は、車、航空機、医薬品、医療器具、化学製品、その他 EU 加盟国規制の対象とされている製品には適用されないとされている。)

125 この点に関し2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の車の型式認証 (Vehicle type approval if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/vehicle-type-approval-if-theres-no-brexit-deal>) は、英国の EU 離脱以降、英国で行われた車の型式認証は、EU においては受け入れられないこと、他方で、英国は、引き続き、UN-ECE に基づく型式認証を受け入れること等を述べている。

の増大等が生じる可能性がある。これを避けるためには、現在 EU で行われている規制・基準の認証の維持や、それと同等のを行うことが出来るようにする、あるいは規制や基準認証の相互承認の制度等、英国と EU 間の規制や基準の統一をする制度の構築が望まれる。

なお EU がこれまでにステークホルダー向けに発出した注意喚起に係る分野以外にも、日本政府メッセージが挙げている、EN 規格（欧州統一規格）、CE（基準適合）マーク、RoHS（有害物質使用制限）、REACH（化学物質規制）、GMP（優良製造所基準）や、動植物検疫、食品安全、化学物質、医薬品・医療機器、無線機器・通信端末機器等、EU で規制の統一がされている分野はあり、これらについても同様に、英国と EU 間の規制や基準の統一をする制度の構築が望まれる。

以上の他上記の規制・基準に関する事項に関し日本政府メッセージは、英国のみに対する追加的要望事項として、英国の独自規制・基準の EU の規制・基準との整合性の確保が望まれていること、離脱後 EN 規格（欧州統一規格）等とは別に、英国のみに適用される規制・基準に基づき認証等を受けることに伴う事務負担が生じないこと、EU の薬事規制とは異なる独自の枠組みを設けることにより、英国が薬事規制の国際的調和に向けた取組み、GMP（優良製造所基準）相互承認、欧州医薬品庁における承認制度の枠組みから外れ、それによって英国における薬事承認プロセスの煩雑化・長期化及び事務負担が増大することが懸念されていることを述べた。これらは英国のみで対応可能な事項であることから、英国の適切な対応が期待される。

## （11）決済機関

日本政府メッセージは、現在、ロンドンが欧州最大のユーロ決済センターとして機能しているが、離脱によりユーロ決済業務をユーロ圏内に限定することは、欧州全体の金融センターとしての効率性を低下させるのみならず、本邦を含む金融機関の利便性にも大きな影響をもたらす旨の懸念について言及した。

ユーロの決済業務をどこで行うかについては EU の決定によるが<sup>126</sup>、英国の EU 離脱に関わらず、欧州全体及び欧州と世界経済との関係を勘案した上での経済活動の

---

126 この点に関連して、ユーロ決済の機能のユーロ圏内への移転に関する2015年の欧州司法裁判所の判断参照。 <https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2015-03/cp150029en.pdf>.

利便性や経済的合理性を勘案して、適切な決定がなされることが期待される。

## (12) EU 機関の利便性

日本政府メッセージは、欧州医薬品庁 (European Medical Agency (EMA)) 等の英国に所在する EU の機関が英国から移転することに関する懸念や、移転するには、それに対する対応として、英国と EU 間の相互認証制度の維持及び設定等について述べた。

周知の通り EU の機関のうち英国に所在する、欧州医薬品庁及び欧州銀行監督庁 (European Banking Authority) は、前者についてはアムステルダム、後者についてはパリに移転が決定された<sup>127</sup>。これらの機関の移動は英国と EU の政策的決定であることから、それ自体としては尊重されるべきと考える。しかしながらその結果として欧州で活動する、英国あるいは EU (加盟国) 企業や、日系企業を含む第三国の企業等に、不必要な行政手続に係る負担やコストをかけることは、多様なプレイヤーによる経済活動を阻害し、シナジー効果を縮減するという点等から、欧州全体の経済の拡大・発展等との関係では適切とは思われない。この点で、上述のとおり、これらの機関の移転後も、これらの機関の所掌する業務との関係で、相互承認制度等を整備し、経済的に合理的な規律の施行制度を形成し、適用することが、将来の欧州の発展につながると考える。

なお上記に関連して、英国の EU 離脱後の EU 機関への英国の関与の方法に関する議論がある。この点に関し将来関係英国白書において英国は、消費者、患者あるいは環境安全に対するより高いリスクが及ぶ可能性がある複雑な製品の製造に関する分野では、より高い規制・管理がかけられており、具体的には、欧州医薬品庁、欧州化学品庁 (European Chemicals Agency (ECHA)) あるいは欧州航空安全機関 (European Aviation Safety Agency (EASA)) がこれに当たる、としている<sup>128</sup>。これらについて同白書は、製品が単一の認証手続を通るだけで英国と EU 両方の市場に出せるようにすることが英国の目的であることから、英国はこれらの EU 機関へ、投票権は行使しないが、財政的貢献はするという形式での積極的な参加を追求する、としている。また英国は、英国と EU の当局間の適時のデータ交換を確保するために、関連する IT システムへのアクセスを求め、とし、さらに具体的には以下を

127 <http://www.consilium.europa.eu/en/policies/relocation-london-agencies-brexit/>

128 Chap. 1, para.30.

求めるとしている。

- a) EASA に関しては、スイス同様、現行の手続きに従って、第三国参加を求める。
- b) ECHA に関しては、EU 域内の代理人を通じてではなく、これまで同様、直接化学物質の登録を出来るようにすることを求める。
- c) EMA に関しては、英国の当局関係者が、医薬品の評価に係る主要判断者（leading authority）として行為できることを含め、技術的業務を実施できるとしつつ、人間及び動物に係る医薬品の市場への全ての現在する経路が維持されることを確保し、また、その他の現在行われている安全性のモニタリングと医療機関による臨床治験を実施する枠組みのようなその他の行為を実施できるようにすることを求める。

一般的に EU の法制度では、例えば EU 条約第 8 条は「近隣の諸国と特別な関係を発展させる」とし、このために特別な協定を締結できるとしており、第三国が参加できる、あるいはその国民が職員となることが出来る等の機関もある<sup>129</sup>。EU の機関への英国の関与については、英国と EU の交渉によるが、欧州医薬品庁等の EU の機関への参加に関しては、欧州全体の利益と発展の関係を勘案して英国と EU が適切な交渉をすることが望まれる。

### （13）研究開発

日本政府メッセージは、英国の EU 離脱後も引き続き、EU が行う様々な研究開発へ在英日系企業が参加できるようにすることを要望すること、日 EU 間の共同研究開発における英国関係者の継続的な関与の構築を要望することを述べた。

この点に関し、EU 将来関係交渉指針<sup>130</sup>は、研究開発等に係る EU のプログラムへの英国の参加については、各プログラムで定められる第三国の参加条件による旨を述べている。

将来関係英国白書において英国は、EU との将来関係において、科学及びイノベー

---

129 第三国が参加できる、あるいは第三国の国民が職員となることの出来る EU の機関に関する文献として、House of Commons, EU Agencies and post-Brexit options, Briefing Paper No. 7957 (2017) (<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7957/CBP-7957.pdf>)。130 Para.11ii)。

ションに関し、以下の点を含めることを提案している<sup>131, 132</sup>。

- a) EU の研究支援プログラムへの英国の参加の実現
- b) 英国及び EU 双方にとって総合的に利益になる、ネットワーク、インフラ、政策及び諸機関を通じた継続的な協力の実現
- c) 規制当局、研究者及び専門家間の定常的な会合の仕組みの設定

また EU の研究支援プログラム (EU research funding programme) に関し英国は、Horizon Europe, Euratom Research and Training Programme, Joint European Torus (JET) の各プロジェクト及び国際熱核融合実験炉 (ITER) を含む研究・イノベーションプログラムでの協力を追求する意思があるとしている<sup>133</sup>。

さらに同白書において英国は、英国及び EU の実業界、研究者、市民及び患者の利益に資する協力を支援するために、次のものを含む、具体的な政策及びネットワークへの参加を求める、としている<sup>134</sup>。

- a) 希少疾病に関する医療機関における治療や研究に関する欧州における協力や知見の共有を支援する European Reference Networks

---

131 Chap. 3. para.28.

132 この点に関連して2018年9月13日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の人工衛星及び宇宙プログラムの扱い (Satellites and space programmes if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/satellites-and-space-programmes-if-theres-no-brexite-deal>) は、次の点を述べている。

◆ガリレオ衛星計画等の提供するサービスに関し、公衆並びに英国及び EU 等の商業衛星のナビゲーションの利用者に対しては、英国の EU 離脱によって、留意すべきほどの影響はない見通しで、これらを利用しているスマートフォンは継続して使える可能性が高い。他方で、英国に所在する事業者、学者及び研究者は、EU 世界ナビゲーション衛星システムプログラム (EU Global Navigation Satellite System Programme) に参加する資格がなくなる等の影響がありえる。

◆地球観測プロジェクト「コペルニクス」について EU 離脱以降英国は、その運営に関する参加資格を失う。他方で同プロジェクトは、オープンデータポリシーを採用しているため、英国のユーザーはそこから提供される一定のデータについてはフリーで利用できる。なお欧州気象観測衛星開発機構 (EUMETSAT)、欧州中期気候予想センター (ECMWF) 及び Mercator Ocean に係る英国の組織の参加資格は影響を受けないので、これらの機関に参加している英国の組織は、高帯域データを引き続き利用可能であるが、その他の英国のユーザーはこれを使えなくなる可能性がある。

◆EU 宇宙監視・追跡プログラム (EUSST) については、EU 離脱以降英国は参加資格を失い、英国の機関は、当該プログラムに関与出来なくなる。なお英国は、宇宙監視・追跡に関する情報を米国から受け取る予定である。EUSST からサービスを受けている一定数の英国の衛星保有者あるいは衛星運営者がいるが、これらについては、EUSST と英国の関係とは関係しない。EUSST の提供するサービスに係る英国の EU 離脱の影響については、欧州委員会に照会している。

133 Chap. 3. para.29.

134 Chap. 3. para.30.

b) 構造生物学における先端技術・手法の利用者への提供を通じて生物医学の発展を促進するための、現在英国が受け入れている European Social Survey と INSTRUCT を含む、European Research Infrastructure Consortia

なお同白書は、規制当局関係者、研究者及び専門家は、上記の協力を進めるために定常的な対話枠組みを必要とすると考えられ、そのためには、戦略的なフォーラムあるいは委員会における適切な英国の代表の参加を通じた英国の関与が求められるとしている<sup>135</sup>。

以上の他日本政府メッセージは、英国のみに対する要望事項として、英国の EU 離脱後に英国が EU から補助金等を得られなくなる場合に英国からの補助金等、代替的な研究開発支援策の実施を要望する旨を述べた。この点に関し英国は、2020年-2021年の予算で、1979年以来最大の上げ幅で研究開発予算を増やし<sup>136</sup>、また2027年までに GDP の2.4%で研究開発予算を計上することを約束した<sup>137, 138</sup>。

---

135 Chap. 3, para.31.

136 HC 438, Q30 [Jo Johnson] (<http://data.parliament.uk/writtenevidence/committeeevidence.svc/evidencedocument/science-and-technology-committee/work-of-the-science-minister/oral/71609.html>) .

137 HM Government, COLLABORATION ON SCIENCE AND INNOVATION: FUTURE PARTNERSHIP PAPER, para 5 (6 September 2017) ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/642542/Science\\_and\\_innovation\\_paper.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/642542/Science_and_innovation_paper.pdf)) .

138 この点に関し2018年8月23日に英国政府が発出した英国技術的通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の、EU から資金提供されるプログラムに関する、政府保証 (The government's guarantee for EU-funded programmes if there's no Brexit deal)」 (<https://www.gov.uk/government/publications/the-governments-guarantee-for-eu-funded-programmes-if-theres-no-brexit-deal>) は、英国のステークホルダーには、それぞれ補助金等を保証する旨を述べている。

またこのほかに以下の技術的通知は、英国のステークホルダーに補助金等の給付を保証する旨を述べている。

◆「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の Horizon2020補助金の扱い (Horizon 2020 funding if there's no Brexit deal)」 (<https://www.gov.uk/government/publications/horizon-2020-funding-if-theres-no-brexit-deal>)

◆「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の人道的支援プログラムの扱い (Delivering humanitarian aid programmes if there's no Brexit deal)」 (<https://www.gov.uk/government/publications/delivering-humanitarian-aid-programmes-if-theres-no-brexit-deal>)

◆「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の原子力関係の研究の扱い (Nuclear research if there's no Brexit deal)」 (<https://www.gov.uk/government/publications/nuclear-research-if-theres-no-brexit-deal>)

◆「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の補助金の扱い (State aid if there's no Brexit deal)」 (<https://www.gov.uk/government/publications/state-aid-if-theres-no-brexit-deal>)

◆「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の英国における Erasmus+ の扱い (Erasmus+ in the UK if there's no Brexit deal)」 (<https://www.gov.uk/government/publications/erasmus-in-the-uk-if-theres-no-brexit-deal>) .

#### (14) 外資参入に係る基本政策の維持

日本政府メッセージは、英国のみに対する要望事項として、外資参入に係る基本政策の維持や、投資促進策の実施を要望する旨述べた。

これらは英国のみで行うことが出来、また、これらを実施することが英国自身の利益となるものと解されることから、可能な限り英国が対応することが適切と考える。なお英国の EU 離脱の交渉の結果として、英国と EU 間に合意がなく、あるい

---

これらに関連して、学術的な補助金ではないが、英国技術的の通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の農業補助金の扱い (Farm payments if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/farm-payments-if-theres-no-brexit-deal>) は、英国が EU との合意なしに EU から離脱する場合、受給資格のある受益者は、英国政府の定める条件の下で、農業補助金を受け取ることが出来るとしている。また英国技術的の通知「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の地方開発補助金 (Receiving rural development funding if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/receiving-rural-development-funding-if-theres-no-brexit-deal>) は、EU の地方開発プログラム (EU Rural Development Programme) の下で、英国において、農家、土地保有者もしくは地方の事業者に対して出されている補助金については、プログラムの残りの期間英国政府が支払いを肩代わりする、としている。

以上の他2018年9月13日に発出された次の英国技術的の通知においても、同様に英国政府による資金の保証に関し述べている。

- ◆「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の欧州統合支援に基づくエネルギー資金 (Connecting Europe Facility energy funding if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/connecting-europe-facility-energy-funding-if-theres-no-brexit-deal>) は、欧州統合支援 (CEF) に基づくエネルギー資金の受益者である英国の機関は、英国の EU 離脱以前に与えられ、あるいは合意された補助に関し、継続して受益者の地位を保持する、としている。
- ◆「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の欧州地域開発基金 (European Regional Development Funding if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/european-regional-development-funding-if-theres-no-brexit-deal>) は、EU から英国が離脱することにより、英国の機関は、欧州地域開発基金に基づく EU の基金へのアクセスを失うが、2016年10月のアナウンスのとおり、英国政府は、当該基金によるものを含む、EU によって資金が出されていた一定のプロジェクトを支援することを約束する、としている。
- ◆「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の欧州社会基金 (European Social Fund (ESF) grants if there's no Brexit deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/european-social-fund-esf-grants-if-theres-no-brexit-deal>) は、EU から英国が離脱することにより、英国の機関は、欧州社会基金に基づく EU の基金へのアクセスを失うが、2016年10月のアナウンスのとおり、英国政府は、当該基金によるものを含む、EU によって資金が出されていた一定のプロジェクトを支援することを約束する、としている。
- ◆「英国の EU 離脱に関する交渉が不成立の際の LIFE プログラムに基づく補助 (https://www.gov.uk/government/publications/funding-for-uk-life-projects-if-theres-no-brexit-deal)」(<https://www.gov.uk/government/publications/funding-for-uk-life-projects-if-theres-no-brexit-deal>) は、英国の EU 離脱以降、英国が EU 加盟国である期間に、英国の機関によって提出され、欧州委員会に承認された LIFE プロジェクトの資金及び英国以外の EU 加盟国によるプロジェクトにパートナーとして英国の機関が参加している場合の LIFE による補助については、英国政府が支援するとしている。

は合意がされたとしても、それによっては十分に日系企業等の便益が保護されず、何らかの不利益が生じる等の場合には、状況によって英国政府は、法的責任の追及を受ける可能性がある。また仮にそうでないとしても、そのような状況を解決するために必要であるならば、英国政府として適切な支援を日系企業等に提供することが強く望まれる。

いずれにせよ今回の英国の EU 離脱を契機に英国では、経済関係に関する法令等を中心に自国の法制度や財政制度の再確認・再評価が進められたと思われる。この機会に英国が、これまでのアンシャンレジームの各種法制度を全面的に見直して、22世紀、23世紀を目指した各種制度のデザインを考え、実現し、世界に示すことができるならば、そのような取り組みは、産業革命・名誉革命等を通じて自らの近代化を図り、また世界に近代化を迫った英国の伝統にそぐうものと思われる。

### 3. 英国と EU に対する日本からの要望

以上の評価を踏まえると、英国と EU に対しては、以下の点が望まれる。

まず全体としては、第一に、依然として英国の EU 離脱に係る英国と EU 間の交渉の進捗や、これに対する英国及び EU それぞれの対応は、日本を含む世界の関心であることから、引き続き情報提供や英国及び EU に対する経済界関係者を含むステークホルダーからのインプットの機会の設定が望まれる。

第二に、急激な変化の緩和や移行期間の設定に関しては、英国の EU 離脱に関する離脱協定及び英国と EU の将来の関係に関する交渉は、英国と EU の政府関係者が行っていることから、当該交渉が遅延して、日系企業等を含む民間人に負担や損害が生じる場合には、英国の EU 離脱に係る交渉を行った者を含む、英国と EU の政府関係者がその責任を問われることになると解される。このことから、英国と EU の政府関係者には、この点を踏まえた適切な対応が期待される。この点に関し、英国・EU の政府関係者は、すでに、交渉に係る情報提供のほか、コンテンツンジェンシープラン作成の要請や、ステークホルダーへの注意喚起の発出等を行っている。このような情報提供やステークホルダーへの対応の働きかけ等は有益である。他方で英国の EU 離脱に関わる交渉は、自然現象ではなく人間の行っている交渉であることを踏まえると、本来ならば交渉に関わる人間が適切に交渉をコントロールすることができ、それを行えば第三者である民間人に負担や障害は生じない。その



点で、交渉に関わる者は、仮に交渉が不調に終わった結果交渉関係者以外に負担や障害が生じた場合には、交渉に関わる者の責任であることを認識することが適切である。そしてこの点を踏まえると、移行期間の設定や激変緩和措置の設定はもとより、交渉全体のスケジュールのコントロールも含めて、企業関係者を含む民間人に負担や損害が生じないようにコントロールする責任を英国・EU の政府関係者は負担していることを認識し、それを行うべきと考える。

第三に、自由貿易体制の維持との関係については、そもそもすでに欧州は、欧州市民だけが経済活動に従事している場ではなく、世界の中でも有数の、世界各国・各地域の者が各種の経済活動を行う場となっており、またそこで行われる各種の経済活動の効果は、欧州のみに効果・影響が及ぶのではなく、世界に及ぶ。英国と EU はこのことを認識して、英国と EU の間で締結される FTA の内容を構想・形成すべきと考える。またさらにこの点は、経済的にその影響が及ぶことに加え、自由貿易体制等、近代社会を形成してきた基本的パラダイムの具体的解釈という意味で、思想的・歴史的インプリケーションもあることも十分に認識され、配慮されるべきである。

第四に、英国と EU 間の市場の一体性については、すでに英国及び EU それぞれに認識されているように、英国が EU から離脱したとしても、英国と EU は依然として欧州を形成している。具体的にこれは、思想的には、少なくとも数十年にわたって EU の一部を英国は形成したという意味で、現代における欧州の形成・構築に英国が関与していたということであり、実際的には、たとえば、電気、電気通信、交通等、一つの欧州があることを前提として、社会的・経済的インフラがデザインされてきているということである。またさらに上記でも述べたとおり、欧州は世界経済のフォーカルポイントの一つになっているということもある。

以上のとおり英国と EU は、英国の EU 離脱後の英国と EU の関係や欧州のあり方に関し、グリーンフィールドに、新たな絵を描けるわけではないと解される。また上述のとおり、地球・世界の中で欧州は、すでに英国あるいは EU 市民の利益等のみに関わる地域ではない。このような現実の状況を踏まえると、英国と EU は、英国と EU の国民・市民以外に多くのステークホルダーが存在し、そのステークも含めて考えることが、世界から求められており、また将来の欧州の発展のためにはそれが必要ということ認識することが望まれる。

第五に日系企業に対する支援については、上記で述べたとおり、英国及び EU は、

日系企業を含むステークホルダー等に対し英国と EU 間の交渉に関する情報提供等を行っており、これは評価される。他方で、英国と EU 間の交渉の情報を踏まえても、例えば原産地規則の扱い等、本来的に政府間で扱われるべき事項で、それに起因する問題に対する対応が政府外では必ずしも十分にできないものもある。少なくともこのようなものについては、英国と EU における、情報提供にとどまらない、実体的な配慮と支援が望まれる。

なお現実の英国と EU の交渉を俯瞰すると、英国の EU 離脱交渉は、英国・EU にとって大きな問題であり、それぞれ内部での政治・社会状況等も関係して、各種の踏まえるべき要素があると解されることから、限られた時間において英国と EU 間の問題をすべて英国と EU 間で解決することは、必ずしも可能でないとも考えられる。このような状況も踏まえると、すでに述べたが、英国及び EU は、適切なタイムスケジューリングをするべきであり、また、英国と EU それぞれによるステークホルダー向けの支援が求められる場合もあることを英国と EU には理解を求めたい。

次に個別の点としては、具体的な点についてはすでにいくつか個別の項目で述べた。これらの問題すべてに完全に対応することは不可能としても、英国及び EU の政府関係者においては、少なくとも激変緩和措置や行政手続きの簡素化等、法技術・行政技術的に可能な措置については適切にとることが期待されると考えられる。また、法技術・行政技術的に解決されえない問題については政治的意思決定等が求められると考えられるが、その際も世界における欧州のおかれている状況と期待される役割を考慮し、また欧州の利益を踏まえた経済合理性も含む、合理的な意思決定に基づく判断をすることが求められると考える。

## おわりに

ここまでで述べたほか、日本政府メッセージは、以下の点にも言及した。

「基本的価値を共有する英国及び EU とは、政治、経済、安全保障等、様々な分野で強固な協力関係にある。引き続き、国際の平和、安定、繁栄のための緊密な協力・連携を期待。」

「離脱プロセスが世界経済に大きな混乱をもたらすことなく円滑に進むよう、英国及び EU と協力する意思がある。」

すでに繰り返し述べたとおり、今日世界の中で欧州は、グローバル化の進展により、世界中の国及び人々の結節点の役割をより一層広く深く果たすようになっており、その変動の影響は欧州のみならず、世界に及ぶ。この点を踏まえると、英国と EU には、よりよい欧州を現出させるために協力して行くことが強く期待される。

他方で上記のような現実の欧州の状況を踏まえると、欧州の発展を実現・構築していくことは、英国と EU 及び EU 加盟国だけの責任ではない。欧州のこれまでの世界に対する貢献と、その世界における重要性を踏まえるならば、世界各国は英国の EU 離脱を含む欧州の置かれている状況が、世界全体の不安定化等に波及しないよう、協力することが求められる。またこの点に関し、日本政府メッセージが述べたところによるならば、日本は引き続き協力する用意があると考えられる。

なお、日系企業を含む欧州で事業活動を行う事業者等は、単に欧州を消費する存在ではない。これらの事業者等は、欧州を構成・形成する重要な要素であり、また近時欧州各国のインフラ等の建設や維持・管理にもビジネス展開しているという状況を踏まえるならば、欧州の維持・形成に責任を負う存在でもある。その点で日系企業を含む欧州で事業活動を行う事業者は、欧州の発展に協力することが求められる。冒頭で述べた通り事業者は英国の EU 離脱に関して、英国と EU の政府に情報提供を求めている。これは、客観的に見るならば、これら事業者の協力を得るために必要不可欠なこととして、むしろ英国と EU の政府が取り組むべきことである。またさらに、この点については、一歩進んでより効果的で効率的な協力を行うためには、政府と事業者の間での協力のフレームワークを作ることが適切とも考えられる。

欧州自らの問題は、そこに所在する世界の最先端に行く先進国各国の英知を集結して解決に取り組むべき課題であると考えますが、欧州だけで抱え込まなくてはならないものではない。これまでの歴史における世界への欧州の貢献を踏まえれば、日本を含む世界各国は欧州に貢献する用意があると思われる<sup>139</sup>。

(元筑波大学非常勤講師)

---

139 この点に関し英国における国民投票以前であるが、2016年5月に日本で行われた伊勢志摩サミットの際の G7伊勢志摩宣言では、英国の EU からの離脱は、より大きな国際貿易及び投資に向けた傾向並びにこれらが生み出す雇用を反転することになり、成長に向けた更なる深刻なリスクであるとしつつ、G7各国が新たな危機に陥ることを回避するため、経済の強じん性を強化してきているところ、この目的のため、適時に全ての政策対応を行うこ

---

とにより、現在の経済状況に対応するための努力を強化することにコミットする、としている。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160267.pdf>

次に2016年9月4日～5日、中国・杭州にて開催されたG20杭州サミットにおける首脳声明では、「英国のEU加盟国地位に関する国民投票の結果は、世界経済の不確実性に付加するものである。G20構成国は、同国民投票に起因する潜在的な経済上及び金融上の結果に積極的に対処することができる立場にある。我々は、将来英国がEUの緊密なパートナーであることを希望する。」旨が言及された。

また英国の国民投票直後の2016年6月24日には、G7財務大臣・中央銀行総裁が、次の声明を出している。

「我々 G7財務大臣・中央銀行総裁は、本日英国国民によって示されたEUを離脱するとの意思を尊重する。我々は、英国のEU残留・離脱を問う国民投票の結果を受けた市場動向を注視している。」

「我々は、英国の経済と金融セクターが強靱であるとの我々の評価を確認し、また英国当局が国民投票結果の影響に対処する万全の態勢にあると確信している。」

「我々は、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得ることを再認識する。」

「G7の中央銀行は、市場に十分な流動性があることを担保し、市場の動きを支えるための措置をとった。我々はこの目的のため確立された流動性供給のための手段を用いる用意がある。」

「我々は、引き続き市場の動向と金融の安定を緊密に協議し、適切に協力する。」

「我々は、引き続き一致して、英国を含むG7としての連帯を維持する。」